

平成29年3月3日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成29年3月3日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏

1、欠席議員

13番 門 瀧雄

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	岡部 登
消防長	前原 成俊
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	高嶋 好弘

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それではただ今より、平成29年第1回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

もう3月に入り大変春らしい季節に移り変わろうとしております。

もう3月、弥生というと古典では春の季節に入ります。

そのような中でこれからも春らしい季節に移り変わっていくのではないかなと思っておりますが、そういう中におきまして今日から3月議会の開催をさせていただきます。

私どもの方からも重要な様々な議案の提出をしております。

どうか忌憚のないご意見を頂戴いたしながら慎重審議をお願い申し上げて、開会に際しての挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いをいたします。

議長（志村 忠昭）

ただ今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成29年第1回多度津町議会定例会は成立をいたしました。

これより、第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、4番村井保夫君、9番村井勉君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長（塩野 拓二）

会期の件でございますが、本日3月3日より3月16日までの14日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員会委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より3月16日までの14日間とし、日程については、3月3日金曜日、本日ですが提案説明、3月4日土曜日から6日月曜日休会、7日火曜日から8日水曜日一般質問、9日木曜日総務教育常任委員会、10日金曜日から12日日曜日休会、13日月曜日建設産業民生常任委員会、14日火曜日、15日水曜日休会、16日木曜日議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より3月16日までの14日間とし、先に言いました日程によることに決定をいたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず議長報告であります。本日までに受理した請願は1件で、お手元に配布いたしました請願文書表の通りでございます。

これを会期中の総務教育常任委員会に付託しましたので、報告を致します。

次に、監査委員より、現金出納検査執行状況報告、及び平成28年度定期監査結果報告を受けております。

報告は印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

次に、去る2月23日に開催されました香川県町村議会議長会定例総会におきまして、村井勉君、村岡清邦君、隅岡美子君、古川幸義君の4名に、10年在籍の自治功労者として香川県町村議会議長会表彰が、また、私、志村忠昭に、特別功労者として、全国町村議会議長会表彰の伝達がありました。

ここにご報告を申し上げるとともに、ただいまから表彰の伝達を行いたいと思います。

村井勉君、村岡清邦君、隅岡美子君、古川幸義君、前のほうにお進みください。

「表彰状

多度津町議会、副議長、村井勉殿

あなたは多年にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられその功績はまことに顕著であります

よってここにこれを表彰します

平成29年2月23日

香川県町村議会議長会、会長、森口久士」

(拍手)

「表彰状

多度津町議会、議員、村岡清邦殿

あなたは多年にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられその功績はまことに顕著であります

よってここにこれを表彰します

平成29年2月23日

香川県町村議会議長会、会長、森口久士」

(拍手)

「表彰状

多度津町議会、議員、隅岡美子殿

あなたは多年にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられその功績はまことに顕著であります

よってここにこれを表彰します

平成29年2月23日

香川県町村議会議長会、会長、森口久士」

(拍手)

「表彰状

多度津町議会、議員、古川幸義殿

あなたは多年にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられその功績はまことに顕著であります

よってここにこれを表彰します

平成29年2月23日

香川県町村議会議長会、会長、森口久士」

(拍手)

副議長（村井 勉）

「表彰状

香川県町村議会議長会、副会長、志村忠昭殿

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります

よってここにこれを表彰します

平成29年2月8日

全国町村議会議長会、会長、飯田徳昭」

(拍手)

議長（志村 忠昭）

次に、委員長報告を行います。

3月2日に開催されました建設産業民生常任委員会の、委員長報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、金井浩三君。

建設産業民生常任委員会委員長（金井 浩三）

建設産業民生常任委員会結果報告について。

平成29年3月2日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

継続議案第1号、工事施行変更協定の締結について（栄町地区緊急避難路整備事業栄町地区緊急避難路跨線橋設置工事）。

審議結果。

継続議案第1号について、委員、傍聴議員より。

一つ、工事施行協定の見積書の前回と今回は、誰が作成したのか。

一つ、協定金額の増額は、何処から出てきたのか。

一つ、今回、基礎工事が減額になっているが、大丈夫なのか。

一つ、全体工事の工程表は、出来ているのか。

一つ、工事の進捗状況により工事見学は、可能であるか。

一つ、今回の変更金額の増額についての財源を教えてください。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、工事施行協定の見積書の前回と今回共に作成したのは、JR四国の工事課の担当者である。

一つ、今回の協定金額は、当初協定の締結時に、詳細設計まで出来ていなかったため、工種の追加及び工法変更により増額となった。

一つ、当初、基礎工事で使用する機械を特殊機械で予定していたが、標準機械での機種変更による減額であり、施工には支障がない。

一つ、全体の工程表については、当初の工程表はあるが、今回は、月間工程表しかないため、早急に提出させ、開示したい。

一つ、工事現場の見学は、可能である。

一つ、今回の変更金額の増額も含めて、当初予算にて対応ができています。又、緊急防災・減債事業債も活用している。

以上のような答弁があり、審議の結果、継続議案第1号については、委員会として原案を可決した。

以上で報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これよりただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

村岡君。

議員（村岡 清邦）

言葉はなんですけど、工事の名称は、ただいまの説明では「栄町地区緊急避難通路跨線橋設置工事」と説明がありましたが、正確には「緊急避難通路跨線橋設置工事」でよろしいでしょうか。

議長（志村 忠昭）

委員長報告、委員長、ちょっと説明お願いいたします。

建設産業民生常任委員会委員長（金井 浩三）

すみません、「緊急避難路跨線橋設置工事」、これです。

議長（志村 忠昭）

「避難路」やな。

建設産業民生常任委員会委員長（金井 浩三）

はい、すみません。

議長（志村 忠昭）

読み間違えたんだろうと思いますけど。

はい、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

補助金申請等たいへん重要な項目になってくると思いますから、その確認をさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

3月2日に行われました建設産業民生常任委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、建設産業民生常任委員会委員長報告は了承することに決定をいたしました。

続きまして、町長報告であります。これにつきましてもすでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、平成29年度施政方針についてであります。

町長の発言を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

まず最初に施政方針を述べます前に、先程表彰を受けられました志村議長をはじめ4名の議員様に対しまして、心からお慶びを申し上げますとともに、長年にわたる議会活動にご貢献、そしてご尽力いただきましたことに感謝を申し上げます。

これからも引き続きなお一層のご尽力ご努力、またご貢献を心から期待を申し上げて、

私ども行政、執行部とともに多度津町発展のため、住民の幸せの向上のために努めていただきますことに心からお願いを申し上げてまずはお慶びを申し上げたいと思います。それでは施政方針に移らせていただきます。

本日ここに平成29年第1回多度津町議会定例会の開会にあたり、新しい年度に望む初心の一端を述べますとともに、諸施策並びに平成29年度予算の概要についてご説明し、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

去る平成28年4月に本町の指針となる計画であります第6次多度津町総合計画を策定いたしました。1年が経過いたしました。

「町民とともに歩みともに作る参画・協働のまちづくり」を基本理念とする本計画におきましては、各構想や方針を理念的に示すだけでなく、すべての事業について2年毎に評価・見直しを行うことといたしており、2年目である本年は、その最初の見直しを行う年ともなっております。

改めてあらゆる機会をとらえて、町民の皆様や多くの方々の意見をお聞きし、これからの施策や事業に反映させつつ、皆様とともに「ひと・暮らし・歴史が共生するまちたどつ」を目指し、町民が幸せに満ちた生活を送ることができるよう、最善を尽くしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、平成29年度の我が国経済は、国の「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に示された経済対策などの政策の推進等により、雇用・所得環境の改善が続く中、経済対策等の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれております。

地方財政計画では、地方税は前年度比0.9%増の、39兆663億円、地方交付税は前年度比2.2%減の、16兆3,298億円、臨時財政対策債は前年度比6.8%増の、4兆452億円を見込まれております。

このような背景のもと本町の平成29年度の予算編成にあたっては、限られた財源の中で、選択と集中を基本として第6次多度津町総合計画に掲げております施策や事業を展開するための予算を計上するとともに、町民生活に必要な行政サービスの経費についても、引き続き重点的に予算化したところであります。

平成29年度の一般会計予算総額は81億9,000万円とし、前年度比較で、2.6%の減額としております。

また、特別会計全体では、前年度比2.4%増の約68億7,000万円、全会計合計では前年度比6.3%減の約150億6,000万円となっております。

次に重点施策について申し上げます。

1点目は、子育て支援の充実であります。

本町では、これまでも子育て支援につきましては各種施策を推進してきましたが、今後は、「第6次多度津町総合計画」「たどつの輝き創生総合戦略」を基本として積極的に子育て支援に取り組んでまいります。

2点目は、J R 多度津駅周辺の活性化であります。

J R 多度津駅の利便性の向上・活性化策としての多度津駅バリアフリー化及び周辺整備につきましては、既に検討を進めているところであり、平成29年度中を目処に基本構想を策定し、実施に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

3点目は、近い将来発生が予想される南海トラフ大地震に対応するため、跨線橋（緊急避難路）の架け替え工事について、昨年7月にJ Rとの工事協定を結び、平成29年度末完成を目指し着実に推進しているところであります。

また、既に平成27年度末に整備いたしました防災行政無線の有効活用、自主防災組織設立の推進等により、安全で安心なまちづくりを目指してまいります。

4点目は、観光行政の推進であります。

農産物などの6次産業化のさらなる推進を図るとともに、ふるさと納税返礼品など様々な機会を利用して、町の特産物等について町内外へ広く情報発信してまいります。

5点目は、移住定住対策の推進であります。

予想される人口減少に対応するため、「地域おこし協力隊」や「タウンプロモーション事業」など、町の資源の発掘や有効活用を行うことで町の知名度向上や地域の活性化につなげていく施策について、積極的に推進してまいります。

それでは主要施策について第6次多度津町総合計画の政策体系に沿ってご説明を申し上げます。

基本政策の1点目は、「生活者視点の暮らしやすいまちづくり」であります。

まず、「健やかに暮らせる環境づくり」であります。昨年度に引き続き平成27年3月に策定いたしました「第2次多度津町健康増進計画・第2次食育推進計画」に基づき、町民一人ひとりが健康意識を高め、生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を目指した施策を推進してまいります。

がん検診受診率向上の取り組みといたしまして、昨年同様がん検診自己負担金の半額と節目年齢の方の無料化及び人間ドックの継続実施に加え、今年度から胃がん検診の施設検診において、胃バリウム検査の他、胃部内視鏡検査を選択できるようにしてまいります。

また、41歳節目の女性の乳がん検診に超音波検査を併用するなど、町民のニーズに応じた受けやすい体制を整えてまいります。

特に、若年からの受診率の向上に努め、受診の習慣化により早期発見、早期治療を推進し、がんの重症化予防に努め、ひいては医療費の軽減につなげてまいります。

また、子育て支援につきましては、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談にワンストップで対応できる拠点として、「多度津町子育て世代包括支援センター（仮称）」を平成30年4月に設置することを目標に、平成29年度はこの事業推進のため、定期的な専任の保健師、助産師、保育士等の配置による、妊娠期からのきめ細やかな相談対応とともに、関係機関とのネットワークを構築し、切れ間のない支援に向

けて準備を行ってまいります。

さらに、たどつの輝き創生総合戦略の子育て世代応援施策の事業といたしましては、不妊に悩む夫婦の経済的な負担を軽減するため、女性だけでなく男性の特定不妊治療費の一部を助成し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めてまいります。

福祉医療につきましては、平成28年8月診療分から医療費助成の現物給付の開始により、利用者の利便性が向上したところであり、今後も子育て世帯やひとり親世帯、障害者等に対する経済的支援が一層効果的なものとなるように事業を継続してまいります。

離島医療の拠点である国民健康保険直営診療所の維持運営につきましては、県との連携を密にしながら、派遣医師の継続的確保と医療機器及び医薬材料の適正な維持管理に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、生活習慣病の重症化予防対策の一環として、特定検診の受診率の向上を目指し、その検診結果データを保健センターが実施する特定保健指導に効果的に活かせるよう連携をしてまいります。

国民健康保険制度につきましては、平成30年度からの広域化に伴い都道府県単位での運営が開始され、財政運営も都道府県が主体となることから、制度の安定化が図られる一方、保険者の医療費負担は被保険者の高齢化等により年々増加傾向にあります。

こうしたことから、広域化に向けて県・他市町との連携を強化するとともに、これまでと同様にレセプト事前点検の徹底や被保険者に対する医療費通知等を行うことで、適正受診を促進し制度の健全な運営に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、対象者の増加とともに一人当たりの医療費も増加し、厳しい財政運営が懸念されますが、継続的に香川県後期高齢者医療広域連合や県・他市町と緊密な連携を図り、本制度の安定的な運営に努めてまいります。

国民年金の充実につきましては、広報・啓発活動の推進や年金相談の充実をさらに図るとともに、日本年金機構との連携のもと、未加入者の加入促進を図ることで無年金者の解消に努めてまいります。

次に、「生涯学習社会の形成」であります。生涯学習の推進につきましては、公民館・図書館・資料館・体育館などの連携強化を図るとともに、住民のニーズを把握し、誰もが安心して快適に学習ができるよう環境の改善に努めます。

また、「生涯学習推進計画」「子ども読書活動推進計画」の見直しを図るとともに、老朽化した施設につきましては改修し、誰もが充実した学習ができる環境づくりに努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、「町民あるけあるけ大会」「健康ウォーク」「チャレンジデー」等を通じて、健康維持や増進のきっかけづくりに努めるとともに、体育館やさくらプールで開催している各種教室、スポーツ少年団や体育協会の活動を広く紹介し、スポーツに参加する機会の創出に努めます。

さらには、子どもたちがトップアスリートを夢みて競技や練習に取り組むことのできる

スポーツ環境の整備を進めてまいります。

次に「子育てをしやすい環境づくり」であります。保育を必要とするすべての子どもが保育サービスを受けることができるよう、今後も保育所と連携・協力を図り、「待機児童ゼロ対策」に取り組んでまいります。

保育料につきましては、第3子以降の3歳までの保育料を全額免除、4・5歳児につきましては所得に応じ全額または半額免除等の支援制度を引続き実施するとともに、本町の保育料を国の保育料徴収基準額の6割程度に設定し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、小学校就学児童のいる世帯への就労支援のため、放課後児童クラブ利用対象を小学校低学年から全学年へ拡大できるよう取り組んでおり、白方校区につきましては白方児童館において本年4月より、次いで多度津校区につきましては10月を目標として多度津小学校の空き教室を利用して、全学年に利用対象を拡充します。

今後、豊原及び四箇地区につきましても受入スペースや支援員等の確保に努め、放課後児童クラブ事業の拡充を図ってまいります。

次に「誰もがいきいきと暮らせる環境づくり」であります。生きがいや交流活動、仕事等に持てる力を十分発揮できるような環境づくりのため、老人クラブ・民生委員・社会福祉協議会等と協力連携を図ってまいります。

障害者福祉の充実につきましては、今年度は多度津町障害者基本計画及び障害福祉計画の見直し年度となっております。障害者の個々のニーズに合ったきめ細やかなサービスを提供するとともに、障害児・障害者の生活支援のため、「地域生活支援拠点等」の体制整備を図ってまいります。

また、各種手続き等の対応では、障害者差別解消法に基づいた合理的配慮を提供し、住民サービスに努めてまいります。

次に高齢者福祉の充実につきましては、本町の高齢化率は30%を超え、ひとり暮らしの高齢者・認知症高齢者の方が年々増加している中、公的なサービスでは十分な対応ができない現状にあります。

これからは、住民が主体となり、住民同士の助け合いや支え合いの絆を強化することが求められており、昨年10月に発足いたしました住民による協議体「たどつ支え合い笑顔の会」とともに、誰もが安心して過ごせる笑顔あふれる「支え合いの町づくり」に取り組んでまいります。

高齢者の外出の機会を増やしていただくための「高齢者福祉タクシー事業」につきましては、昨年4月より1回の乗車で使用できるチケットの枚数の制限をなくし、利用しやすいよう改善をいたしました。

本年も継続して実施し、外出機会を増やすことで介護予防の推進を図ってまいります。

高齢者の総合相談窓口であります「地域包括支援センター」の機能を強化し、本年4月より「新しい総合事業」の推進に取り組んでまいります。

また可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう「地域包括ケアシステム」の実現のため、医療機関等と連携を図り、介護と医療の一体的なサービスが提供できることを目指し、ボランティア・NPO法人・自治会・民生委員・社会福祉協議会・シルバー人材センター等と協力し、高齢者の在宅生活を支える体制づくりを進めてまいります。

次に「環境に配慮した循環型社会の形成」であります。環境施策につきましては、多度津町環境基本計画に定めた「生活環境」「廃棄物」「自然環境」「快適環境」「地球環境」「環境教育及び環境保全活動」の、6項目の基本目標に向けて総合的かつ計画的に施策を推進してまいります。

中でも大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、豊かさや快適さをもたらした一方で、様々な環境問題が生じており、将来にわたって持続的に社会経済活動を続けていくことが困難であることが明らかになってきていることから、環境に配慮した循環型社会の形成を目指して、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を行う3R運動を推進し、更なるリサイクル率の向上及びごみの減量化を図ってまいります。

野良犬や野良猫の対策につきましては、犬や猫の不必要な繁殖防止のため、不妊・去勢手術費用の助成を行うとともに、野良猫の繁殖が地域の問題となっていることから、野良猫を地域住民の認知と合意の上、地域で共同管理する地域猫活動を行う団体を募集し、助成を行うことなど、人と動物との調和のとれた共生社会を目指してまいります。

墓地・火葬場の整備検討については、「町営墓地」は清掃委託により、また「地域墓地」は地域墓地管理組合への委託により、「町営・地域」両墓地の適正な維持管理に努めてまいります。

なお火葬場につきましても長期修繕計画に基づき定期的な主要設備・機器等の点検を継続していくことにより、2施設全体の適正な維持管理に努めてまいります。

基本政策の2点目は、「安心・安全で美しいまちづくり」であります。

まず「水を大切にすまちづくり」であります。安全で安心な水道水を安定的に供給し続けるために、今後も老朽配水管の更新工事をはじめ、耐震化を含めた老朽施設の整備を計画的に行ってまいります。

また、限りある水資源を有効に活用するために、イベントや広報等を活用した節水啓発活動を継続するとともに、有収率の向上や水道料金の改定などにより、水道事業の安定した経営に努めてまいります。

また、県・他市町と連携しながら平成30年度からの水道事業の広域化に向けて協議を進めてまいります。

次に「自然と調和した生活環境づくり」であります。公園及び緑地や水辺は秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担っていることから、災害時の避難場所など防災機能を有した多用な利用が可能な公園整備を検討していくとともに、住民ボランティアと一体となり適正な維持管理に努めてまいります。

下水道につきましては、下水道事業の経営健全化を進めるため、接続率の向上に努める

とともに、下水道使用料の見直し検討と併せて、経営の透明性を確保するため、地方公営企業法の適用についても検討を行ってまいります。

また、施設を適切に維持管理していくため、ストックマネジメント手法を踏まえた事業計画等の策定を検討し、計画的な施設の延命化や更新工事を進めてまいります。

雨水処理につきましては、近年、異常な降雨による災害が相次ぎ、それに伴って水防法及び下水道法が見直され、より充実した雨水対策が求められていることから、本町におきましても雨水幹線の整備を行い、ポンプ施設については長寿命化計画に基づいて、更新工事を行ってまいります。

また、し尿処理手数料等につきましては、応益負担や他市町との均衡の観点から改定を行い、浄化槽設置整備事業につきましては、下水道供用開始区域外における合併浄化槽の設置補助の充実や、単独浄化槽及びくみとり便所から合併浄化槽への転換を図るための啓発活動を行うことにより、生活排水による水質汚濁を防止し、水環境保全に努めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、「第3次多度津町地球温暖化対策実行計画」に基づき、関連35施設における電気や化石燃料などの削減の取り組みを継続し、削減目標である温室効果ガスの2.4%削減を目指してまいります。

また、住宅用太陽光発電システムの設置補助制度や夏期の緑のカーテン事業を推進し、地域における地球温暖化対策を図ってまいります。

さらには、「香川県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に基づく電気自動車充電設備の設置につきましても国の補助制度の活用を念頭に、公共施設のみならず、民間施設への設置促進も含め検討してまいります。

次に「安心して暮らせる環境の整備」であります。近年の地球温暖化に伴う大型台風の発生や局地的な豪雨などの、異常気象による土砂災害・水害など自然災害の大規模化や、今後30年以内の発生が危惧される「南海トラフ巨大地震」に備えるため、過去の災害を教訓に「自助・共助・公助」を基本として、地域防災の中核となるべき消防団に対しましては資機材の整備による充実強化を図るとともに、自主防災組織の設立を推し進めながら、企業や各種団体と災害時の応援協定を締結するなどして、官民が一体となって総合的な地域防災力を高め、「災害に強いまち」を目指してまいります。

また、地震による津波など住民避難を要する災害対策として、昨年整備をいたしました町内30箇所の防災行政無線の活用により、住民の早期避難が可能となるよう研鑽に努めるとともに、大地震発生時に多数の避難者を受け入れる避難所には飲料水・生活用水を兼ねた貯水槽を設置するなど、消火栓のみに偏らない、断水時を想定した消防水利についても推進してまいります。

平成26年4月から共同運用を開始した丸亀市・善通寺市・多度津町の「消防通信指令業務」については、大規模火災の発生や救急通報の重複などの際に、隣接する消防本部と緊密な連携のもと、早急に相互応援体制をとることが可能になり、被害の軽減にも寄与

していることから、この体制を今後も維持してまいります。

また、一昨年に新築移転いたしました消防新庁舎におきましては、自治会をはじめとする各種団体に対して初期消火訓練や防火研修を指導することにより火災予防意識の徹底を図るとともに、消防職・団員に対しては施設を活用した各種訓練を計画的に実施することで、さらなる資質向上に努めてまいります。

併せて、火災による死傷者を減らすため、「住宅用火災警報器」の普及率を高めるよう婦人防火クラブとも協調して設置推進を図りながら、各種講習会を通じて町民の防火意識の高揚を図ってまいります。

一方、急速な高齢化の進展を背景に増加傾向が続く救急業務につきましては、救命講習会を定期的を開催することで広く住民に応急手当の普及を図りながら、救命率を向上させるための薬剤投与や気管挿管が可能な認定救命士を育成するとともに、資格取得後も関係機関が定める講習や研修に参加させることにより救急救命士の資質維持と処置範囲拡大などにも対応して、高度な救急体制を築いてまいります。

交通安全対策につきましては、昨年4月から開始いたしました高齢者運転免許証自主返納支援事業を引き続き推進し、近年増加している高齢者運転者による事故抑止を図っていくとともに、関係機関や団体等と密接な連携により啓発を図ることで、町民全体の交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を推進してまいります。

次に「快適な都市空間の形成」であります。中心市街地の空洞化に歯止めをかけるため、町の拠点エリアとなるJR多度津駅周辺につきまして、都市機能の集約化を目指すため立地適正化計画を策定し、都市計画マスタープランの見直しを行ってまいります。道路・交通ネットワークの整備といたしまして、引き続き浜街道の早期完成へ向けた働きかけを行ってまいります。

また、都市計画道路の一般県道部分の整備促進や、多度津町都市計画道路につきましても防災上の観点から広域道路整備として県に要望してまいります。

空き家対策を含む居住環境の整備につきましては、人口減少や高齢化の進展等により管理されない空き家が増加していることから、空き家の現状調査を行い、空き家等対策計画を策定し、総合的かつ計画的に対策を実施していくとともに、多度津町老朽危険空き家除却補助事業による空き家除却支援につきましても、補助事業の継続をしてまいります。

離島振興につきましては、多度津～佐柳航路における「新なぎさ2」の運行について、引き続き安全・安心な航路の確保維持に取り組むとともに、離島救急患者搬送費補助や島しょ部航路運賃助成事業を継続する中で、島民及び航路事業者の負担軽減となるよう制度の見直しを検討してまいります。

基本政策の3点目は、「活気にあふれた魅力的なまちづくり」であります。

「産業の振興・経済の活性化」であります。まず、農業につきましては、昨年、県において「農業の成長産業化」「笑顔で暮らせる活力ある農村づくり」「県民の豊かな

『食』と健やかな『暮らし』への貢献」を3つの基本方針とする「香川県農業・農村基本計画」が策定されたところでありますが、本町におきましても国や県の計画等を踏まえ、担い手の高齢化や産地間の競争の激化など農業を巡る情勢の変化に対応し、持続的に発展できるよう様々な施策に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、土地改良区単県事業や農振農用地外の施設整備に係る町単独の補助制度に基づく事業を推進するなど、引き続き農道や水路等の施設改修を進めてまいります。

また、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が変更になり、農業委員会の役割が農地利用の最適化推進に向けて強化され「農地利用最適化推進委員」が新設されることとなります。

次に有害鳥獣による被害防止につきましては、カラスなどの防護ネット等の購入費に対する町単独の補助制度の創設や「多度津町鳥獣被害対策実施隊」を設立し、本年1月には18名の隊員に委嘱状及び任命状を交付し体制の強化を図ったところであり、今後も県と連携しながら鳥獣被害の調査や捕獲駆除に努めるとともに、効果的な被害防止技術の普及に取り組んでまいります。

農業を支える担い手の育成・確保につきましては、施設整備や機械導入等に係る補助制度の利活用を図るなど農業法人、認定農業者や新規就農者への支援を引き続き実施するとともに、法人化の促進や、就農相談の強化を図ってまいります。

また、香川県農地機構との連携を強化し、貸し手・借り手に係る情報収集やマッチングを間接的に行い、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。

オリーブにつきましては、引き続き耕作放棄地の再生を軸に栽培面積の拡大を図るとともに、オリーブ産業が順調に成長していけるよう適切な支援を行なってまいります。

さらに、オリーブをはじめとするブランド農産物の6次産業化を促進し、商品開発や販路開拓などへの支援を行なってまいります。

また、農業農村の持つ多面的機能が継続的に保たれるよう多面的機能支払制度をはじめとする日本型直接支払制度の定着も引き続き図ってまいります。

水産業の振興につきましては、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化、後継者不足等が続いており、依然として厳しい状況にあることから、カワウ食害対策事業やカキ・フグ等の養殖事業、ベラ・アイナメ等の稚魚放流事業、海ごみ対策等の漁場環境保全事業への支援・協力、「おさかな学習会」や「びちびちとれたて市」での魚食の普及などの事業に取り組んでまいります。

また、白方漁港につきましては機能保全計画を策定したところであり、引き続き効率的な維持・管理に努めるとともに、白方漁港西側の海岸には、防災上の観点から3年計画で高潮対策工事を行ってまいります。

さらに淡水魚についても、養殖や施設改修等に係る支援を実施し、桜川への淡水魚の放流事業等による環境美化にも努めてまいります。

商工業の振興につきましては、まず本町への企業立地を促進するため、企業立地促進条例を制定し、町内に工場など施設を設置する企業に対し助成措置を講じるなど、積極的な企業の誘致を図ることで、地域経済の発展や産業の高度化及び活性化、雇用機会の拡大や人口減少の抑制を図るとともに、町民生活の安定向上と町の活性化を目指してまいります。

さらに、国や県の補助制度を積極的に活用して、町内事業者が販路開拓や新製品の開発等に積極的に取り組めるよう支援・協力を強化してまいります。

また、町特産品を発信するため、マルシェ会場の発掘や出店場所、方法等の検討を行いつつ、新規事業開拓など創意工夫ある事業活動を行なう中小企業者に対して、商工会議所と連携しながら融資枠の確保などの支援策を継続して行ってまいります。

雇用・勤労者対策の充実につきましては、定住自立圏域での就職面接会をより効果的に運用できるように時期や開催方法を調整するほか、ハローワークによる出張職業相談会を引き続き実施するとともに、「中讃勤労者福祉サービスセンター」と連携し、中小事業者の福利厚生制度の充実を図ってまいります。

次に、魅力あふれる観光の振興であります。昨年は「瀬戸内国際芸術祭2016」が開催され、秋会期の高見島には約2万1000名の方が訪れました。

この3年毎のイベントを観光のみならず、離島振興に繋げるべく、継続作品等の活用を考えてまいります。

また、少林寺拳法やJRなど歴史あるあらゆる要素を見直し、連携を強化するとともに、高校生や大学生などの若い力を、さくらまつり、夏祭りをはじめ、町内に取り込んで賑わいの創出に繋げてまいります。

また、町観光協会ではホームページでイベントなどの情報を発信してきましたが、より閲覧者が興味を持ち、本町への誘客効果が現れるよう運用してまいります。

さらに、定住自立圏域の2市3町やさぬき瀬戸大橋広域観光協議会におけるパンフレット作成やキャンペーン活動、高松空港内の「空の駅かがわ」における本町の特産品等の紹介等、広域的な取り組みを積極的に進めてまいります。

次に、豊かな心を育てる教育の充実であります。まず「今後の本町の幼稚園・学校教育のあり方」については、昨年度より教育課題検討委員会において、今後の幼稚園・小学校の適正配置・適正規模について、調査・検討を行っているところであり、この調査・検討結果を踏まえながら適正配置・適正規模について、この基本方針案の作成に向け協議をしてまいります。

また教育環境改善につきましては、園児・児童・生徒が安心して学べる環境づくりを目指して、白方小学校普通教室棟の改築工事の関連工事、各小学校の普通教室、特別支援教室や音楽室等の特別教室への空調設備の整備など必要な整備を進めてまいります。

一方、幼稚園及び小・中学校において一層きめ細やかな学習支援を行うために、「学力向上支援員」や特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒のための「特別支援教育支

援員」を、継続配置をしてまいります。

また、心の問題への対応として、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーにつきましても継続配置をすることにより、学校における相談機能の充実に努めるとともに、悩みを抱え不登校となっている児童・生徒に対し、教育支援センターでの活動を通して自立を促し、学校に復帰できるよう指導支援をしてまいります。

善通寺市・琴平町と共同で進めております学校給食センター整備事業につきましては、民間の活力を活用したPFI方式で、平成31年8月の供用開始に向け準備を進めているところであり、引き続き、食の安全管理、衛生管理はもとより、地産地消や食育に留意した、安全でおいしい給食の提供に向け事業を進めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、少年育成センターを中核に、補導員と連携し、定期的な補導活動を行い、青少年の非行の低年齢化・広域化・深夜化に対応する早期発見やいじめ問題の根絶に努めます。

また、本町4小学校の児童や地域の方々・高齢者の方々との異世代・異年齢間での共同生活・交流活動である「わんぱく寺子屋」を実施し、心身ともにたくましく、ふるさとと人を愛する子どもを育てるとともに、毎年1月に開催しています「成人式」につきましても、新成人によるプロジェクトチームを組織するなど、新成人としての自覚を高める式となるよう工夫をしてまいります。

さらには、放課後の子ども居場所づくりとして各小学校区で実施しております「放課後子供教室」につきましては、地域指導者を掘り起こすとともに、魅力ある体験活動を実施し、事業の拡充を図ってまいります。

次に、地域に根ざした文化芸術の創造と振興であります。文化・芸術を発信する拠点である町民会館「サクラートたどつ」での様々な文化・芸術鑑賞の機会を積極的に提供するとともに、公民館では地域の方々の学習活動の発表の場としての文化祭を開催して文化向上に努めてまいります。

資料館におきましては、歴史と伝統の魅力あふれる多度津の紹介ができるよう、テーマの設定と企画展の開催を目指してまいります。

また、合田邸をはじめとして本町に多く残る歴史的な町並みについて、関係団体や協力団体と連携しながら基礎調査を行い、歴史的な価値の確認や保存活用に向けての方策について検討を進めてまいります。

次に、多様な交流の推進であります。移住・交流の促進といたしまして、空き家バンク登録物件の改修費補助や、移住者に対する賃貸物件の家賃補助等により、多度津町への移住の促進に取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊員として3大都市圏等からの人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住や定着、地域力の維持・強化を図ることにより地域活性化の推進を図ってまいります。

さらに「たどつの輝き創生総合戦略」の基本目標の一つである「たどつに来てもらう」

を実現するため、町の魅力を発掘・創造し町内外へ効果的なプロモーションを展開・発信する、多度津町タウンプロモーション事業に積極的に取り組んでまいります。

児童生徒の地域間交流体験活動については、スポーツ少年団活動において、富山県南砺市福野地区との交流会を実施し、異なる文化や学校生活を離れた様々な地域や人との交流を図ってまいります。

また、小・中学生の学校現場での国際交流につきましては、外国語指導助手・日本人英語指導員の協力を得ながら、外国語に親しむ環境づくりの促進を図ってまいります。

次に、コミュニティを軸とした協働のまちづくりであります。協働のまちづくりの推進につきましては、町長との対話集会、町政モニター会などあらゆる機会を通じて、多くの住民の皆さんの意見をお聞きするとともに、地元の各種団体と協力しながら町の活性化に取り組んでまいります。

コミュニティの育成につきましては、助成金等を活用しながら、自治会活動の支援及び活性化を続けてまいります。

また、現在各課で行っている地域コミュニティへの助成等について再点検し、より効果的かつ公平な助成制度の確立に向けて検討を行ってまいります。

また、空き家等を活用した地域創生事業補助により、町内に所在する空き家、空き店舗の改修やイベント等への補助を行い、地域内外における交流の促進や、コミュニティの拠点として、その有効活用を目指してまいります。

次に、多様性を認め、人権を尊重する社会の確立であります。人権啓発の促進につきましては、一人ひとりの基本的人権が保障され、誰もが平和で幸せな生活をおくることができる社会の実現が必要であり、本町においても、差別の解消を目指し、広報やイベントなどあらゆる機会を捉えて啓発活動を行ってまいります。

また平成28年は、4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、人権に関する法整備が進められたことに伴い、本町としてもこれらの法律の趣旨を踏まえ、引き続き差別の解消に取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましては、女性の社会参画を推進し、安心して子育てができるような家庭環境や職場、また地域社会にしていく必要があることから、定住自立圏域においてワーク・ライフ・バランス推進や女性活躍のための連携、協働を図るとともに、啓発活動や各種機関への支援を行ってまいります。

次に、時代の要請に対応した行財政運営であります。行財政改革の推進につきましては、「行政改革実施計画」に基づき、事務・事業について定期的に点検を行いながら、計画的に行財政改革を進めてまいります。

また、新たな行財政課題や町民ニーズによりの確に対応し、町政の重点施策を積極的・効率的に推進していくため、抜本的な組織改正について検討してまいります。

健全な財政運営の確立につきましては、平成27年度決算における実質公債費比率が8.9%と前年度比0.8ポイント改善されましたが、近年の大型事業実施に伴い、将来負担比率は131.4%と前年度比8.1ポイント上昇するとともに、一般会計起債残高も平成28年度末では120億円に迫ることが予想され、今後、税収増加も見込まれないため、細心の注意を払いながら、施策や事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行い、より健全な財政運営に努めてまいります。

また、ふるさと納税推進事業につきましては、健全な財政基盤の確保に寄与するよう、更なる推進を図ってまいります。

広域行政の推進につきましては、中讃広域行政事務組合において、マイナンバー制度によるマイナポータル及び福祉医療関係事務の利用等の整備などについて、情報処理の連携を図ってまいります。

定住自立圏域内の連携をさらに深めながら、社会情勢の変化や多様化している広域ニーズに対応できるよう、第2次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョンに基づき、連携して事業の推進を図ってまいります。

以上、私の平成29年度の町政に臨む所信を申し上げます。

引き続き厳しい諸情勢の中の町政運営ではございますが、冒頭に申し上げました多度津町の将来像であります「ひと・くらし・歴史が共生するまちたどつ」を目指し、多度津町の特色を生かしつつ、町民皆様の幸せの向上のために、私をはじめ全職員が英知と勇気と情熱を持って職務に取り組んでまいり所存でございます。

議員各位並びに町民皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますして私の施政方針とさせていただきます。

どうかよろしく願いをいたします。

ありがとうございます。

議長（志村 忠昭）

これをもって平成29年度施政方針についてを終わります。

続きまして、先程の委員長報告にありました継続議案第1号を先議したいと思います。

工事施行変更協定の締結について（栄町地区緊急避難路整備事業 栄町地区緊急避難路跨線橋設置工事）については、本日先議いたしたいと思いますのですがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本日先議することに決定いたしました。

従いまして、継続議案第1号を日程に追加し、日程第26とし、更に日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、継続議案第1号を日程第26とし、更に日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定をいたしました。

日程第26、継続議案第1号、工事施行変更協定の締結について（栄町地区緊急避難路整備事業栄町地区緊急避難路跨線橋設置工事）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、継続議案第1号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

ここで暫時休憩に入ります。

休憩に入りますが、再開は10時30分に再開をしたいと思います。

よろしく願いいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時30分

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5、議案第1号、多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、議案第2号、多度津町企業立地促進条例の制定について提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長、河田君。

政策企画課長（河田 数明）

改めましておはようございます。

議案第1号及び議案第2号の提案説明を申し上げます。

まず議案第1号、多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。

今回の条例の制定につきましては、工場立地法が平成29年4月に一部改正されることに伴い、同法を準則に代えて適用すべき準則を地方自治体において定めることができることとなったことから、本町においてもこの条例を制定するものでございます。

その内容といたしましては、第1条で条例の趣旨として本条例が国の準則に代えて適用すべきものであると明記しております。

第2条は定義を定めるもので、この条例における用語は工場立地法において使用する用語の例によるものとしております。

第3条ではこの条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合を定めており、区域の範囲といたしましては甲種、乙種区域ともに規則で定める範囲とし、緑地面積の敷地面積に対する割合を甲種区域で100分の10以上、乙種区域で100分の5以上、また環境施設の面積の敷地面積に対する割合を甲種区域で100分の15以上、乙種区域で100分の10以上と定めております。

なお附則といたしまして、第1項で施行日を平成29年4月1日と定め、2ページをお開きください。

第2項でこの条例の制定に伴い、多度津町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止することとし、第3項では経過措置といたしまして、既存工場等の生産施設の面積の変更が行われるときの緑地及び環境施設の面積の算定式について定めようとするものでございます。

4ページをお開きください。

最後に第4項として前項の表における記号の数値について表しております。

続いてこれより議案第2号、多度津町企業立地促進条例の制定につきまして説明をさせていただきます。

今回の条例の制定につきましては、町内に工場等施設を設置する企業に対して一定の要件を満たす場合に助成措置を講じ、町内経済の活性化と雇用機会の拡大並びに人口減少の抑制に繋げ、町勢の発展に寄与することを目的に制定するものでございます。

その内容といたしましては、第1条でこの条例の目的を、第2条では定義として用語の意義を定めようとするものでございます。

2ページをお開きください。

第3条では助成企業の指定として、町長が助成する企業を指定することができることな

どを、第4条では助成金の交付として助成金の額を規則で定めるものとし、助成金交付期間や助成金の限度額などを第5条では指定の取り消しとして、指定取り消しの要件について定めようとするものでございます。

3ページをご覧ください。

第6条では交付決定の取り消しについて、第7条では助成金の返還について、第8条では報告及び調査について、第9条では委任としてこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを定めようとするものでございます。

なお附則といたしまして、第1項で施行期日を平成29年4月1日とし、第2項でこの条例の制定に伴い多度津町工場誘致条例を廃止する旨を。

4ページをお開きください。

第3項では経過措置として、この条例の施行前に旧条例の規定により適用工場と指定されたものに係る取得土地奨励交付金については、なお従前の例によるものとするものを定めようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号及び議案第2号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

失礼いたします。

議案第3号、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の全部改正についての提案説明を申し上げます。

本条例につきましても、地方自治法第96条第1項第11号及び第244条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を経るべき公の施設及び議会の同意を得るべき公の施設に関し必要な事項を定めているものでございます。

この度、香川県広域水道事業体設立に伴いまして上水道事業施設の廃止について議会の同意を得る必要が生じたところでございます。

しかしながら、現条例におきましては、当該施設を廃止する際の規定が明記されておりませんことから、その明記も含めまして県内他市町と足並みを揃えるための整備をしようとするものでございます。

なお、施行日は公布の日を予定しております。

以上、議案第3号、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関

する条例の全部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第4号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

環境課長、石井君。

環境課長（石井 克典）

失礼いたします。

議案第4号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正につきまして、提案説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、昭和59年10月より改定されていない「し尿処理手数料」及び平成4年12月の料金設定以来、改定がされていない「浄化槽汚泥処理手数料」について、応益負担や他市町との均衡の観点から見直しを行うとともに、条例の全面的な見直し、整備を行うものです。

条例の内容でございますが、第1条は本条例の目的であります廃棄物の適正処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを定めており、第2条では廃棄物の用語の意義を定めております。

第3条から第5条では多度津町、町民、事業者それぞれの責務を定めており、第6条は土地または建物の占有者などの、清潔の保持に関する努力義務について定めております。

第7条は、多度津町における一般廃棄物の処理計画の策定について定めるもので、第8条では、前条の処理計画に基づく一般廃棄物の処理について、一般廃棄物の収集運搬など処理の委託や事業系一般廃棄物の処理について定めるものです。

第9条は家庭廃棄物の処理について、可燃ごみ及び不燃ごみを出す時は、多度津町の指定袋を使用することを定めるもので、第10条は事業系一般廃棄物の処理について、廃棄物処理事業者への処理の委託、また、事業者自らが可燃ごみを多度津町リサイクルプラザへ搬入する場合の、町指定袋の使用などを定めるものです。

第11条は土地又は建物の占有者の協力について、資源化などによるごみの減量化また、可燃ごみ、不燃ごみなど多度津町の行う一般廃棄物の収集・運搬等の業務への協力を定めるもので、第12条は多度津町リサイクルプラザ以外の処理施設のへの搬入等について、第7条で定める処理計画のうちクリントピア丸亀への搬入方法を定めるものです。

第13条はし尿処理など臨時的な一般廃棄物の処理又は、犬や猫などその他の汚物を自ら処分できない時などの一般廃棄物処理の届出について定めるもので、第14条は事業活動に伴う多量の一般廃棄物の指示について定めるものです。

第15条は、一般廃棄物処理手数料等を定めるものです。

5ページの別表第1をご覧ください。

こちらは家庭廃棄物と事業系一般廃棄物の手数料を表にしたもので、上段の家庭廃棄物については変更ございませんが、下段の事業系一般廃棄物6ページにつながっておりますが、こちらにつきましては改正前の条例に規定が無く、多度津町リサイクルプラザ設置条例での規定であったため、一般廃棄物にかかる手数料は全て本条例に定めることといたしました。

なお、手数料の変更はございませんが、現在受け取っている事業系一般廃棄物の不燃ごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める産業廃棄物の分類に該当し、一般廃棄物としての取り扱いが出来ないため、ごみの種類のうち「不燃ごみ」を削除するものです。

次に別表第2の上段「し尿」は、20リットルにつき75円であった手数料を20リットルにつき150円に改正し、し尿汲み取り1回ごとに180円の、し尿汲み取り回数券は廃止と改めるものです。

中段の「浄化槽汚泥、スカム及び洗浄水等の処理料」は10リットルにつき38円であった手数料を、10リットルにつき50円に改めるものです。

下段の「特定家庭用機器廃棄物」は変更ございません。

4ページにお戻りください。

第16条は一般廃棄物処理事業者の許可について定めるもので、第17条は、前条の許可に伴う手数料を定めております。

第18条は清掃指導員の設置について定めており、第19条は本条例の施行についての重要事項の委任について定めるものです。

附則として、この条例の施行日は原則として平成29年4月1日を、第15条の規定については平成29年10月1日を予定しており、附則第2項及び第3項で新しい条例への移行が円滑に行われるよう措置を講じております。

以上簡単ではございますが、議案第4号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、中川君。

町長公室長（中川 隆弘）

失礼します。

議案第5号から議案第7号までの3議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。
平成28年度の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正、及び
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正がなされたことに伴い、本町におきま
しても、国、県に準拠し、これら関係条例の一部改正を行おうとするものです。

改正の主な内容は、職員が働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに推進する
ため、介護休暇関係としまして、既に制度化されている6ヶ月以内の介護休暇を分割し
て取得できるようにすること、介護のために1日の勤務時間のうち2時間以内の休暇を取
ることができる介護時間を新たに制度化すること。

また、育児休暇関係としまして、育児休業等に係る「子」の範囲が拡大されたことな
ど、人事院勧告等を踏まえた改正内容に準じ、本町職員の育児支援・介護支援に係る所
要規定の整備をしようとするものです。

また、扶養手当関係としまして、配偶者に係る手当をめぐる社会状況の変化等を踏ま
え、配偶者や子に係る扶養手当の見直しを、本年4月1日から段階的に実施し、平成32年
4月1日に配偶者に係る扶養手当の額を、現行の1万3,000円から他の扶養親族と同額の
6,500円とし、子に係る手当額を6,500円から1万円に引き上げようとするものです。

それでは、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての提
案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

4ページ上段、第8条の2は、「育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」に関する規定
で、育児休業等の対象となる子の範囲について、地方公務員の育児休業等に関する法律
の一部改正により、特別養子縁組の監護期間中の者等、法律上の子に準ずる者も対象に
含めようとするものです。

5ページから6ページ中段をご覧ください。

第8条の3は、「育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の
制限」に関する規定で、育児や介護のための超過勤務の免除、超過勤務の制限、深夜勤
務の制限等による規定の整備でございます。

6ページ中段、第11条は、「休暇の種類」に関する規定ですが、介護休暇に新たに介護
時間を加えようとするものです。

6ページ下段から7ページをご覧ください。

第15条は、「介護休暇」に関する規定ですが、現在、介護休暇を請求できる期間につい
ては、一つの要介護状態ごとに、連続する6ヶ月の期間内とされていますが、これを通
算して6ヶ月を超えない「指定期間」内で、3回まで分割して取得できるようにしよう
とするものです。

7ページ下段から8ページをご覧ください。

第15条の2は、要介護者の介護のための「介護時間」に関する新設規定であります。

第1項及び第2項は、一定の条件のもと、連続する3年間の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で介護時間を取得できる規定、第3項は、介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする規定の整備であります。

8ページ下段、第16条は「休暇の承認」に関する規定ですが、その内容に介護時間を追加しようとするものです。

2ページにお戻りください。

附則としまして、第1項に「施行期日」として、この条例は平成29年4月1日から施行する。

第2項に、介護休暇に関する「経過措置」について規定しております。

続きまして、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての、提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、4ページ上段をご覧ください。

育児休業等の対象とする子の範囲については、現在、職員と法律上の親子関係がある子に限っているところですが、児童福祉法の一部改正により、養子縁組里親である職員に委託されている児童や、その他法律上の親子関係に準ずる者についても対象範囲に含むよう、新たに第2条の次に（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）を第2条の2として追加し、旧第2条の2を第2条の3に繰り下げようとするものです。

4ページ下段から8ページまでをご覧ください。

4ページ下段から6ページ中段までは、第3条「再度の育児休業をすることができる特別の事情」に関する規定、

また、6ページ下段から8ページ上段までは、第10条として「育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情」に関する規定で、再度の育児休業等ができる特別の事情として、特別養子縁組の成立に係る家事審判事件の終了等を新たに追加する規定の整備、また、準則に準じた条文等の整理、それに伴う項ずれ等がございます。

8ページ下段をご覧ください。

第18条は、「部分休業の承認」に関する規定ですが、育児時間と介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間を合わせて2時間までにしようとするものでございます。

2ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものです。

続きまして、議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

なお、この改正は2条に分けて行うこととし、第1条の規定については平成31年4月1日から、第2条は平成32年4月1日からの施行しようとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

まず、第1条関係でございますが、第8条は「扶養手当」に関する規定で、第3項において、配偶者の扶養手当1万3,000円を7,500円に、子については1人9,500円（職員に配偶者がいない場合は1人1万円）に改め、職員に配偶者がいない場合の父母等については、1人1万1,000円を7,000円に改めようとするものです。

5ページからをご覧ください。

第2条関係でございます。

第8条第2項第2号中にある「及び孫」を削り、第3号として「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」を追加し、第3号から第5号までを、第4号から第6号まで1号ずつ繰り下げようとするものです。

第3項では、第1条で改正しました扶養手当の額を、職員の配偶者の有無に拘わらず、配偶者及び父母等については1人6,500円に、子については1人1万円に改めようとするものです。

6ページ中段から9ページまでをご覧ください。

第9条は、「扶養手当の支給方法」に関する規定であります。新たに職員になった者や、職員に新たに扶養要件を具備するにいたった場合、また、要件を欠くことになった場合において、平成32年度以降手当の支給に関して、配偶者の有無を問わなくなったことによる、文言や条文等を整備しようとするものです。

この規定につきましては、平成32年4月1日から施行するものです。

2ページ下段にお戻りください。

附則としまして、第1項で、この条例は平成29年4月1日から施行する。

ただし、第1条の規定は平成31年4月1日、第2条の規定は平成32年4月1日から施行しようとするものです。

第2項は、平成29年度から平成31年度までの間における、改正後の条例第8条第3項の規定の扶養手当の経過措置についてそれぞれ規定するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第5号、議案第6号、議案第7号の3議案の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第8号、多度津町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

失礼いたします。

それでは、議案第8号、多度津町税条例等の一部改正について提案説明をさせていただ

きます。

よろしくお願いいたします。

このたびの改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が、平成28年11月28日に公布され、また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）が平成28年6月7日に公布されたことに伴い、多度津町税条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正の主な内容でございますが、消費税率の10%への引上げ時期が平成31年10月1日に変更されたことに伴い、関連する税制上の措置等について所要の見直しが行われました。

地方税関係においては、住宅借入金等特別控除の適用期限の延長、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期の変更及び車体課税の見直しによる軽自動車税の環境性能割の導入が行われることとされました。

また、前納報奨金制度の見直しとして、固定資産税の前納報奨金を廃止するものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用いご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

また、条例改正による施行日は改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから、条文ごとの説明とさせていただきます。

まず第1条関係といたしまして、多度津町税条例の一部改正でございます。

10ページをご覧ください。

第36条の2は、「町民税の申告」に関する規定で、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の改正に伴う、条文の追加と字句の改正であります。

施行日は平成29年4月1日であります。

11ページ下段から12ページをご覧ください。

第70条第2項は、「固定資産税の納期前の納付」に関する規定で、前納報奨金を廃止するために削除するものでございます。

施行日は平成30年4月1日であります。

附則第7条の3の2は、「個人の町民税の住宅借入金等特別控除」に関する規定で、個人の町民税における住宅ローン控除制度の適用期間を延長するものでございます。

施行日は公布の日であります。

続きまして、第2条関係であります。地方税法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、第1条にて『多度津町税条例等の一部を改正する条例（平成28年多

度津町条例第14号)』の一部を改正し、第1条の2にて新たに多度津町税条例の一部を改正するものでございます。

14ページから32ページ中段をご覧ください。

第1条は、消費税率の10%への引上げ時期が変更されたことに伴い、『多度津町税条例等の一部を改正する条例（平成28年多度津町条例第14号）の』一部を改正前に戻す改正でございます。

32ページ中段以降をご覧ください。

第1条の2は、第1条で改正したものを再度改正するものでございます。

第18条の3は、「納税証明事項」に関する規定で、地方税法の改正に伴い、軽自動車税を種別割に名称変更する改正でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

第19条は、「納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」に関する規定で、修正申告等により納付すべき住民税額を減少させる更正があった後に修正申告書等で増額更正があったときは、修正申告等の提出により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするものです。

施行日は公布の日であります。

第34条の4は、「法人税割の税率」に関する規定で、法人税割の「標準税率及び制限税率」が引き下げられることに伴い、法人住民税の法人税割の税率を、100分の12.1から、100分の8.4に引き下げを行うものでございます。

施行日は平成31年10月1日で、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されます。

32ページ下段から33ページをご覧ください。

第80条は、「軽自動車税の納税義務者等」に関する規定で、環境性能割の納税義務者等について規定すること及び軽自動車税を種別割に名称変更する等の条文の整備でございます。

施行日は平成29年4月1日であります。

33ページ下段から35ページをご覧ください。

第81条は、「軽自動車税のみならず課税」に関する規定で、地方税法の規定の新設にあわせて新設されたものです。

施行日は、平成29年4月1日であります。

35ページ中段をご覧ください。

第81条の2は、「日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲」に関する規定で、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲についてでございます。

施行日は平成29年4月1日であります。

第81条の3は、「環境性能割の課税標準」に関する規定、第81条の4は、「環境性能割の税率」に関する規定、36ページ中段をご覧ください。

第81条の5は、「環境性能割の徴収の方法」に関する規定、第81条の6は、「環境性能割の申告納付」に関する規定、37ページ上段をご覧ください。

第81条の7は、「環境性能割に係る不申告等に関する過料」に関する規定、第81条の8は、「環境性能割の減免」に関する規定、37ページ下段から38ページをご覧ください。

第82条は、「種別割の減免」に関する規定、39ページ中段をご覧ください。

第83条は、「種別割の賦課期日及び納期」に関する規定、第85条は、「種別割の徴収の方法」に関する規定、(第87条)は、「種別割に関する申告又は報告」に関する規定、第88条は、「種別割に係る不申告等に関する過料」に関する規定、40ページ上段をご覧ください。

第89条は、「種別割の減免」に関する規定、第90条は、「身体障害者等に対する種別割の減免」に関する規定、第91条は、「原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等」に関する規定で、いずれも、地方税法の改正に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の条文の整備でございます。

施行日はいずれも平成29年4月1日であります。

40ページ下段から43ページをご覧ください。

附則第15条の2は、「軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」に関する規定、附則第15条の3は、「軽自動車税の環境性能割の減免の特例」に関する規定、附則第15条の4は、「軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例」に関する規定、附則第15条の5は、「軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付」に関する規定、42ページをご覧ください。

附則第15条の6は、「軽自動車税の環境性能割の税率の特例」に関する規定、附則第16条は、「軽自動車税の種別割の税率の特例」に関する規定で、いずれも地方税法の規定の新設に併せて新設されたものです。

施行日はいずれも平成29年4月1日であります。

43ページから47ページをご覧ください。

この附則は、多度津町税条例等の一部を改正する条例（平成28年多度津町条例第14号）の施行期日を改正するものでございます。

9ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、施行期日を定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、

議案第8号、多度津町税条例等の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第9号、多度津町リサイクルプラザ設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

環境課長、石井君。

環境課長（石井 克典）

失礼いたします。

議案第9号、多度津町リサイクルプラザ設置条例の一部改正につきまして、提案説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、議案第4号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正に伴い、一般廃棄物処理手数料の項目が重複することとなるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

第7条の「一般廃棄物処理手数料」の項を削り、第8条を第7条とし、第9条から第16条までを1条ずつ繰り上げ、別表第2を削除するものです。

1ページにお戻りください。

附則として、この条例は平成29年10月1日から施行するものです。

以上簡単ではございますが、議案第9号、多度津町リサイクルプラザ設置条例の一部改正についての、提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第10号、多度津町道路占用条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、島田君。

建設課長（島田 和博）

失礼いたします。

議案第10号、多度津町道路占用条例の一部改定について提案説明を申し上げます。

道路法第39条において、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができることとされております。

町の占用料の額は、国が指定区間内の国道において規定している固定資産評価額、及び占有物件の種類、所在地区分等を勘案して算定された単価を準用し設定しております。

今年1月、国において道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことを受け、道路占用条例の見直しを行うものであります。

今回の主な改定内容は、道路占用料の額の算定基礎となる地価水準（平成27年度固定資

産税評価額)、また地価賃料等の変動による単価改正、また占用面積や長さの計算時の端数処理の精密化等についてであります。

それでは、改正内容について新旧対象表によりご説明いたします。

6ページをお開きください。

第2条第1項ただし書中「100円に満たないものは100円と」の次に「し、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものと」を加えるものでございます。

また、別表第1において占用料の改定額を表示いたしております。

ご覧いただきたいと思っております。

戻りまして5ページを、お開きをいただきます。

附則として「この条例は、平成29年4月1日より施行する。」と規定するものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第10号、多度津町道路占用条例の一部改正について、よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第11号、多度津町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長(中田 健二)

失礼いたします。

では、議案第11号、多度津町水道事業給水条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、水道事業の健全な経営基盤を構築し将来にわたり安全な水道水を安定して供給すること、また老朽施設の更新等を計画的に進める上で必要な財源を確保することを目的として水道料金の額を改定するものでございます。

今回の料金改定に伴い、これまで住民より要望が多かった開始及び中止時の事務手続きの内容について見直しを行うこととし、開始手数料を廃止し、また、特別な場合における料金算定を定めた規定の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

アンダーラインの箇所が今回改正する部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後となっております。

表中上段から中段をご覧ください。

特別な場合における料金算定に関する規定、第30条について今回の料金改定により第

1項に規定する月の中途において水道の使用開始もしくは中止した場合の料金算定の特例について廃止するもので、第1項の規定を削除し、第2項を第1項に繰り上げするものであります。

3ページ表中、中段から4ページ表中、中段までに記載の別表第1をご覧ください。

表題の別表第1水道料金の記載の後に関係条項の記載を追加し改め、別表第1水道料金の額について、昨年9月定例会の委員会の中で報告させていただいた水道料金に関する検討内容に添って、現行料金体系の下、8%程度の料金改定を基本に専用給水装置、共用給水装置又は連用給水装置、臨時給水装置のそれぞれ1ヶ月の基本料金及び超過料金について、使用量に基づいた段階別水道料金の額を改めようとするものです。

4ページ中段の別表2手数料をご覧ください。

表題の別表第2手数料の記載の後に関係条項の記載を追加し改め、表中のアンダーラインの給水開始手数料1,500円について廃止し、削除するものでございます。

2ページにお戻りください。

附則として、第1項は施行期日について、この条例は平成30年1月1日から施行すると規定するものでございます。

第2項は、経過措置としてこの条例による改正後の第30条及び別表第1の規定は、平成30年2月分として徴収する使用料から適用し、同年1月までの月分として徴収する使用料については、なお、従前の例による。と規定するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第11号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第12号、平成28年度多度津町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

議案第12号、平成28年度多度津町一般会計補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額99億5,990万円から、歳入歳出それぞれ8,990万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億7,000万円とするものでございます。

このたびの補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、商工費、教育費で、減額補正の主なものは、総務費、民生費、土木費で、また不用額等の増減による補正でございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、町税、地方交付税、寄附金で、減額補正の

主なものは、国庫支出金、繰入金、町債でございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費であります。

6ページをお開き下さい。

第2表、繰越明許費でございますが、款2. 総務費、項1. 総務管理費、官学連携地域活性化事業で93万8,000円、同じく、項3. 戸籍住民基本台帳費、通知カード・個人番号カード関連事業で180万4,000円、款3. 民生費、項1. 社会福祉費、臨時福祉給付金事業で、6,841万8,000円、款6. 農林水産業費、項1. 農業費、地籍調査費で5,146万4,000円、款8. 土木費、項1. 土木管理費、緊急避難路建設事業で7億7,134万9,000円、同じく、項2. 道路橋梁費、道路新設拡張事業で760万円、同じく、項3. 河川費、急傾斜崩壊対策事業で2,400万円、款10. 教育費、項2. 小学校費、町内小学校空調整備事業で2億3,134万円、同じく、白方小学校改築事業で1億701万1,000円について、それぞれ翌年度へ繰り越しを行うものでございます。

7ページをお開き下さい。

第3条、債務負担行為の補正で、第3表、債務負担行為の補正でございます。

多度津町児童館指定管理料を8,680万円に、多度津町生活支援ハウス指定管理料を2,430万円に、多度津町介護予防拠点施設指定管理料を310万円に、多度津町パークアンドライド駐車場指定管理委託料を310万円に、多度津町都市公園指定管理料を980万円に、多度津町公民館指定管理料を8,420万円に、多度津町立資料館指定管理料を2,460万円に、多度津町民会館指定管理料を6,300万円に、多度津町総合スポーツセンター指定管理料を4,540万円に、多度津町立水泳プール指定管理料を8,260万円にそれぞれ補正するものでございます。

8ページをお開き下さい。

第4条、地方債の補正で、第4表、地方債の補正でございます。

社会福祉施設整備事業を680万円に、墓地整備事業を280万円に、道路整備事業を1億7,640万円に、河川整備事業を4,040万円に、港湾整備事業を1,530万円に、公営住宅建設事業を1,390万円に、消防施設整備事業を1億2,880万円に、教育施設整備事業を4億2,670万円に、庁舎整備事業を2,880万円に、災害復旧事業を40万円にそれぞれ補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

34ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 議会費は224万円を減額補正し、1億1,153万4,000円に改めるものです。

36ページをお開き下さい。

款2. 総務費は2,529万2,000円を減額補正し、10億8,835万9,000円に改めるものです。

項1. 総務管理費は2,271万4,000円を減額し、内訳として、目1. 一般管理費は424万

4,000円を減額、目2. 文書広報費は104万6,000円を減額、目3. 財政管理費は5万8,000円を減額、目5. 財産管理費は1,757万1,000円を減額、目6. 企画費は1,912万1,000円を減額。

38ページをお開き下さい。

目9. 地方振興費は60万円を減額、目10. 交通安全対策費は7万4,000円を減額、目12. 行政施策費は2,000万円を増額ものです。

項2. 徴税費は154万5,000円を減額し、内訳として、目1. 税務総務費は115万4,000円を減額、目2. 賦課徴収費は39万1,000円を減額。

項3. 戸籍住民基本台帳費は36万4,000円を減額。

項5. 統計調査費は66万9,000円を減額するものです。

40ページをお開き下さい。

款3. 民生費は1億201万6,000円を減額補正し、28億7,789万1,000円に改めるものです。

項1. 社会福祉費は9,708万3,000円を減額し、内訳として、目1. 社会福祉総務費は8,073万3,000円を減額、目2. 国民年金費は5万5,000円を減額、目3. 老人福祉費は1,132万円を減額。

42ページをお開き下さい。

目6. 社会福祉施設事業費は79万5,000円を減額、目7. 障害者福祉費は418万円を減額するものです。

項2. 児童福祉費は493万3,000円を減額し、内訳として、目1. 児童福祉費は1,173万3,000円を減額、目2. 児童保育費は680万円を増額するものです。

44ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は1,747万4,000円を減額補正し、6億4,292万7,000円に改めるものです。

項1. 保健衛生費は1,515万円を減額し、内訳として、目1. 保健衛生総務費は435万9,000円を減額、目2. 予防費は753万3,000円を減額、46ページをお開き下さい。

目3. 環境衛生費は222万6,000円を減額、目4. 火葬場費は61万円を減額、目5. 環境保全費は42万2,000円を減額。

項2. 清掃費は232万4,000円を減額し、内訳として、目1. 清掃総務費は51万2,000円を減額、目2. し尿処理費は10万8,000円を減額、目3. じん芥処理費は170万4,000円を減額するものです。

48ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は360万5,000円を減額補正し、2億8,855万6,000円に改めるものです。

項1. 農業費は328万8,000円を減額し、内訳として、目2. 農業総務費は18万6,000円を減額。

目3. 農業振興費は182万8,000円を減額、目4. 農地費は125万円を減額、目5. 地籍調査費は2万4,000円を減額するものです。

項3. 水産業費は31万7,000円を減額し、内訳として、目1. 水産業振興費は13万9,000円を減額、目2. 漁港建設費は17万8,000円を減額するものです。

52ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、738万8,000円を増額補正し、1億28万2,000円に改めるものです。

項1. 商工費の目1. 商工総務費、838万3,000円を増額し、目3. 観光費、99万5,000円を減額するものです。

54ページをお開き下さい。

款8. 土木費は1億4,627万8,000円を減額補正し、18億4,098万1,000円に改めるものです。

項1. 土木管理費は540万円を減額。

項2. 道路橋梁費は3,979万6,000円を減額し、内訳として、目2. 道路維持修繕費は財源内訳の変更でございます。

目3. 道路新設改良舗装費は3,970万円を減額、目4. 交通安全施設整備費は9万6,000円を減額するものです。

項3. 河川費は1,534万2,000円を減額し、内訳として、目1. 河川総務費は364万6,000円を減額、目2. 河川改良費は439万6,000円を減額、目3. 施設管理費は730万円を減額するものです。

56ページをお開き下さい。

項4. 港湾費の、目2. 港湾建設費7,390万円を減額するものです。

項5. 住宅費の、目1. 住宅管理費119万円を減額するものです。

項6. 都市計画費は1,065万円を減額し、内訳として、目1. 都市計画管理費は1,035万円を減額、目4. 公園事業費は30万円を減額するものです。

58ページをお開き下さい。

款9. 消防費は1,678万1,000円を減額補正し、4億7,312万1,000円に改めるものです。

項1. 消防費を同額減額するもので、内訳として、目1. 常備消防費は330万3,000円を減額、目2. 非常備消防費は177万2,000円を減額、目3. 消防施設費は1,170万6,000円を減額、目4. 防災費は財源内訳の変更でございます。

62ページをお開き下さい。

款10. 教育費は2億1,673万9千円を増額補正し、14億5,954万5,000円に改めるものです。

項1. 教育総務費は595万6,000円を減額し、内訳として、目1. 教育委員会費は6万7,000円を減額、目2. 事務局費は588万9,000円を減額するものです。

項2. 小学校費は2億3,444万5,000円を増額し、内訳として、目1. 学校管理費は109万1,000円を減額、目2. 教育振興費は130万4,000円を減額、目3. 学校建設費は2億3,684万円を増額するものです。

項3. 中学校費は304万4,000円を減額し、内訳として、目1. 学校管理費は79万3,000円

を減額、目2. 教育振興費は64万6,000円を減額するものです。

64ページをお開き下さい。

同じく目3. 学校建設費は160万5,000円を減額するものです。

項4. 幼稚園費は491万5,000円を減額するものです。

項5. 社会教育費は101万7,000円を減額し、内訳として、目1. 社会教育総務費は58万8,000円を減額、目2. 公民館費は42万9,000円を減額するものです。

項6. 保健体育費は277万4,000円を減額し、内訳として、66ページをお開き下さい。

目2. 学校給食共同調理場費は254万9,000円を減額、目3. 体育施設費は22万5,000円を減額するものです。

68ページをお開き下さい。

款12. 公債費は34万1,000円を減額補正し、9億3,831万2,000円に改めるものです。

項1. 公債費は34万1,000円を減額し、内訳として、目1. 長期債償還元金は309万3,000円を増額、目2. 利子は343万4,000円を減額するものであります。

続いて、歳入について説明を申し上げます。

14ページをお開きください。

款1. 町税は9,400万円を増額補正し、28億8,502万円に改めるものです。

項1. 町民税は、3,400万円を増額。

項2. 固定資産税は、4,700万円を増額。

項4. たばこ税は、1,300万円を増額するものです。

16ページをお開き下さい。

款4. 地方交付税は、3,000万円を増額補正し、17億5,177万3,000円に改めるものです。

18ページをお開き下さい。

款7. 使用料及び手数料は168万1,000円を減額補正し、1億5,655万5,000円に改めるものです。

項1. 使用料の、目6. 教育費使用料を減額するものです。

20ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は7,754万円を減額補正し、9億4,382万5,000円に改めるものです。

項1. 国庫負担金は733万1,000円を減額し、内訳として、目1. 民生費国庫負担金は783万1,000円を減額、目3. 農林水産業費国庫負担金は50万円を増額するものです。

項2. 国庫補助金は7,020万9,000円を減額し、内訳として、目3. 民生費国庫補助金は7,300万円を減額、目4. 土木費国庫補助金は3,569万6,000円を減額、目6. 教育費国庫補助金は3,782万3,000円を増額、目7. 衛生費国庫補助金は66万4,000円を増額するものです。

22ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は2,836万3,000円を減額補正し、6億3,923万5,000円に改めるものです。

項1. 県負担金は458万8,000円を増額し、内訳として、目1. 民生費県負担金は433万

8,000円を増額、目3. 農林水産業費県負担金は25万円を増額するものです。
項2. 県補助金は3,295万1,000円を減額し、内訳として、目1. 総務費県補助金は150万円を減額、目2. 民生費県補助金は768万4,000円を減額、目3. 衛生費県補助金は69万9,000円を増額、目4. 農林水産業費県補助金は4,000円を減額、目6. 土木費県補助金は2,455万2,000円を減額、目8. 教育費県補助金は9万円を増額するものです。

24ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は938万9,000円を増額し、5,249万7,000円に改めるものです。

項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入は30万5,000円を増額、項2. 財産売払収入は908万4,000円を増額し、内訳として、目1. 不動産売払収入は70万9,000円を増額、目7. 出資出損精算金は837万5,000円を増額するものです。

26ページをお開き下さい。

款11. 寄附金は1億925万9,000円を増額し、1億4,604万3,000円に改めるものです。

28ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は1億8,846万4,000円を減額し、2億342万2,000円に改めるものです。

項2. 基金繰入金を減額するもので、内訳として、目2. 財政調整基金繰入金は2億9,792万4,000円を減額、目8. 奨学基金繰入金は282万9,000円を減額、目9. 健やか子ども基金繰入金は15万1,000円を減額、目10. 学校教育施設等整備基金繰入金は1億1,244万円を増額するものでございます。

30ページをお開き下さい。

款15. 町債は5,650万円を減額補正し、20億5,761万1,000円に改めるものです。

項1. 町債の、目1. 民生債は10万円を減額、目2. 衛生債は30万円を減額、目3. 土木債は6,790万円を減額、目4. 消防債は2,140万円を減額、目5. 教育債は3,400万円を増額、目8. 総務債は120万円を減額、目11. 災害復旧債は40万円を増額するものです。

32ページをお開き下さい。

款18. 地方消費税交付金は2,000万円を増額し4億円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額99億5,990万円から8,990万円を減額し、98億7,000万円に改めようとするものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14、議案第13号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

失礼します。

議案第13号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）についての提案説明を申し上げます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額32億4,864万6,000円から、歳入歳出それぞれ8,079万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,785万円とするものです。

今回の補正の主なものは、歳出では、基金積立金の増額、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、予備費の減額。

歳入では、繰越金の増額、国庫支出金、共同事業交付金の減額でございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳出について、国14ページをお願いします。

款1. 総務費は5万円減額し、4,626万8,000円とするものでございます。

項1. 総務管理費の人件費の増額と、広域化システム改修費委託料を減額するものです。

国16ページをお願いします。

款3. 項1. 後期高齢者支援金等は、納付金額の確定により1,387万3,000円減額し、2億9,115万9,000円とするものでございます。

款6. 項1. 介護納付金は、納付金額の確定により2,003万7,000円減額し、9,696万3,000円とするものでございます。

款7. 項1. 共同事業拠出金は、拠出金額の確定により1億633万6千円を減額し、6億2,981万円とするものでございます。

内訳として、目1. 高額医療費共同事業拠出金642万7千円、目2. 保険財政共同安定化事業拠出金9,990万9千円をそれぞれ減額するものです。

款8. 保健事業費は30万円減額し、3,758万2,000円とするものでございます。

項1. 特定健康診査等事業費の委託料を減額するものです。

国18ページをお願いします。

款9. 項1. 基金積立金は、平成30年度からの広域化により財政負担が増加した場合に備えて、6,980万円増額し、7,000万円とするものでございます。

款13. 項1. 予備費は、不要分を1,000万円減額し、1,000万円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

国10ページをお願いします。

款1. 国民健康保険税は、内訳を変更し、項1. 一般被保険者国民健康保険税を570万円増額し、

項2. 退職被保険者等国民健康保険税を570万円減額するものでございます。

款2. 国庫支出金は、負担金額、補助金額の確定により、6,878万4,000円減額し、5億1,175万3,000円とするものでございます。

項1. 国庫負担金は3,798万4,000円の減額で、内訳として、目1. 療養給付費等負担金3,454万1,000円、目2. 高額医療費共同事業負担金160万7,000円、目3. 特定健康診査等負担金183万6,000円を、それぞれ減額するものです。

項2. 国庫補助金は、目1. 普通調整交付金3,080万円を減額するものです。

款3. 項1. 療養給付費等交付金は、交付金額の確定により478万円増額し、1億43万3,000円とするものでございます。

款4. 項1. 前期高齢者交付金は、交付金額の確定により、1,369万4,000円減額し、9億3,890万6,000円とするものでございます。

款5. 県支出金は、負担金額の確定により、344万3,000円減額し、1億2,043万4,000円とするものでございます。

項1. 県負担金の内訳として、目1. 高額医療費共同事業負担金160万7,000円、目2. 特定健康診査等負担金183万6,000円をそれぞれ減額するものです。

款6. 項1. 共同事業交付金は、交付金額の確定により1億7,414万5,000円減額し、5億2,683万7,000円とするものでございます。

内訳として、目1. 高額医療費共同事業交付金716万6,000円、目2. 保険財政共同安定化事業交付金1億6,697万9,000円をそれぞれ減額するものです。

款8. 繰入金は566万8,000円減額し、2億3,135万7,000円とするものでございます。

内訳として、項1. 他会計繰入金1,433万2,000円増額し、項2. 基金繰入金2,000万円を減額するものです。

款9. 項1. 繰越金は平成27年度繰越金の予算化により、1億8,129万8,000円増額し、2億1,225万7,000円とするものでございます。

国12ページをお願いします。

款10. 諸収入は114万円減額し、872万8,000円とするものでございます。

項5. 雑入を減額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ8,079万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,785万円とするものでございます。

まことに簡単ではございますが、議案第13号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15、議案第14号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

それでは、議案第14号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額9億9,764万3,000円から、歳入歳出それぞれ1,984万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,780万円とするものがございます。

今回の補正予算のうち、歳出は総務費の増額補正、下水道費の減額補正でございます。

一方、歳入は使用料の増額補正、国庫支出金、繰入金、町債の減額補正でございます。

次に、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費であります。

下4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費で款2. 下水道費、項1. 下水道費、下水道事業で5,684万円について、翌年度へ繰越を行うものがございます。

第3条、地方債の補正につきましては、下5ページをお開き下さい。

第3表、地方債の補正につきましては、限度額を2億7,500万円に改めるものがございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 総務費を10万円増額補正し、1億9,046万4,000円に改めるものがございます。

これは、人件費の増額補正によるものがございます。

款2. 下水道費を、1,994万3,000円減額補正し、1億1,929万5,000円に改めるものがございます。

これは、主に工事請負費の減額補正によるものがございます。

続きまして、歳入につきまして、説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。

款2. 使用料及び手数料を、10万円増額補正し、2億6,043万8,000円に改めるものがございます。

款3. 国庫支出金を1,549万5,000円減額補正し、2,500万円に改めるものがございます。

款5. 繰入金を44万8,000円減額補正し、3億8,526万7,000円に改めるものがございます。

款8. 町債を、400万円減額補正し、2億7,500万円に改めるものがございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額9億9,764万3,000円から、1,984万3,000円を減額し、9億7,780万円に改めるものがございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第14号の提案説明とさせていただきます。
よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第16、議案第15号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

失礼致します。

議案第15号、平成28年度多度津町特別会計介護保険補正予算（第3号）につきまして、提案説明を申し上げます。

介1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額22億8,998万2,000円から、歳入歳出それぞれ2,298万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,700万円にしようとするものです。

この度の歳出における補正の主なものは、保険給付費の介護サービス等諸費の減額で、一方、歳入における補正の主なものは、財源調整による基金繰入金の増額、保険給付費の減額に伴う国庫支出金、及び支払基金交付金等の減額です。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

介10ページをお開きください。

款1. 総務費は、10万5,000円の増額補正により、6,638万2,000円に改めようとするもので、項3. 介護認定審査会費の認定調査費10万5,000円の増額です。

款2. 保険給付費は2,029万円の減額補正により、20億3,925万5,000円に改めようとするもので、項1. 介護サービス等諸費は2,509万円の減額、介12ページをお開きください。

項2. 介護予防サービス等諸費は430万円の増額、介16ページをお開きください。

項4. 高額介護サービス等費は50万円の増額です。

介18ページをお開きください。

款4. 項1. 保健福祉事業費は20万円の増額補正により、913万4,000円に改めようとするものです。

款5. 地域支援事業費は100万5,000円の減額補正により、5,608万円に改めようとするもので、介20ページをお開きください。

項2. 包括的支援事業・任意事業費の扶助費などの減額です。

款6. 項1. 基金積立金は199万2,000円の減額補正により、3,685万3,000円に改めようとするものです。

次に、歳入について、ご説明いたします。

介8ページをお開きください。

款3. 国庫支出金は1,837万8,000円の減額補正により、4億6,567万3,000円に改めようとするもので、項1. 国庫負担金は、介護給付費負担金1,064万円の減額、項2. 国庫補助金は、調整交付金など773万8,000円の減額です。

款4. 項1. 支払基金交付金は1,856万7,000円の減額補正により、5億6,677万3,000円に改めようとするものです。

款5. 県支出金は693万5,000円の減額補正により、3億1,104万7,000円に改めようとするものです。

項1. 県費負担金は666万8,000円の減額、項2. 県費補助金は26万7,000円の減額です。

款8. 繰入金は2,023万2,000円の増額補正により、3億5,714万6,000円に改めようとするもので、項1. 一般会計繰入金は234万7,000円の減額、項2. 基金繰入金は介護保険財政調整基金繰入金2,257万9,000円の増額です。

款10. 諸収入は、66万6,000円の増額補正により、445万7,000円に改めようとするもので、項3. 雑入は、第三者納付金など66万6,000円の増額です。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額22億8,998万2,000円を22億6,700万円に改めようとするものです。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開は、13時ちょうどにいたします。

よろしくようお願いいたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

日程第17、議案第16号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

それでは、議案第16号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

後1ページをお願いいたします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額3億2,790万円に、歳入歳出それぞれ555万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,345万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳出について、後10ページをお願いします。

款2. 項1. 後期高齢者医療広域連合納付金は、納付金額の確定により、555万2,000円増額し、3億2,905万3,000円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

後8ページをお願いします。

款3. 繰入金は、148万2,000円減額し、7,514万6,000円とするものでございます。

内訳として、項1. 一般会計繰入金の目1. 事務費繰入金299万9,000円減額し、目2. 保険基盤安定繰入金151万7,000円を増額するものです。

款6. 項1. 繰越金は、平成27年度繰越金の予算化により703万4,000円増額し、703万5,000円とするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ555万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,345万2,000円とするものでございます。

まことに簡単ではございますが、議案第16号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第18、議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

それでは、議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算について提案説明を申し上げます。

一般会計予算書の1ページをお開き下さい。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、81億9,000万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

9ページをお開き下さい。

第2表. 債務負担行為に記載してありますように、多度津町土地開発公社、（仮称）1市2町学校給食センター整備運営事業及び同センターモニタリング業務委託料に対する債務保証についてそれぞれの期間において債務負担行為を行うものでございます。

再度、1ページをお開き下さい。

第3条は、地方債で地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

10ページをお開き下さい。

第3表、地方債に、平成29年度に起こす地方債を記載しております。

再度、1ページをお開き下さい。

第4条は一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の、借り入れの最高額を、20億円と定めるものでございます。

また、第5条では歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

それでは、一般会計予算書並びに別冊の一般会計予算資料により説明を申し上げます。本年度の予算総額は81億9,000万円、前年度当初予算93億7,000万円に比べ、11億8,000万円の減額、率で12.6%の減となりました。

別冊の一般会計予算資料の2ページをお開き下さい。

まず、順位で歳入の科目別構成比から説明を申し上げます。

1位は、町税で28億9,503万3,000円、構成比は35.3%、前年度に比べ3.7%の増。

2位は、地方交付税で15億8,000万円、構成比は19.3%、前年度に比べ4.2%の減。

3位は、町債で8億5,020万円、構成比は10.4%、前年度に比べ57.4%の減。

4位は、国庫支出金で8億4,408万5,000円、構成比は10.3%、前年度に比べ10.5%の減。

5位は、県支出金で6億2,919万3,000円、構成比は7.7%、前年度に比べ3.6%の減。

以上が5位までの歳入科目の構成でございます。

この歳入について性質別に区分しますと、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入はいわゆる自主財源でございます。

この合計は、37億5,282万2,000円で、構成比は45.8%、前年度に比べ3.4%の増であります。

また、残りの地方譲与税、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、町債、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金のいわゆる依存財源は、44億3,717万8,000円で、構成比は54.2%であります。

それでは、一般会計予算書の16ページをお開き下さい。

歳入予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。

款1. 町税は、前年度より1億401万3,000円の増額、28億9,503万3,000円を計上しました。

項1. 町民税は12億2,108万円、18ページをお開き下さい。

項2. 固定資産税は13億7,249万6,000円、項3. 軽自動車税は6,845万6,000円、項4. たばこ税は1億7,000万円、項8. 都市計画税は6,300万1,000円を計上しました。

22ページをお開き下さい。

款2. 地方譲与税は、前年度より870万円の増額、5,870万円を計上しました。

項1. 地方揮発油譲与税は1,800万円、項2. 自動車重量譲与税は4,000万円、項4. 特別とん譲与税は70万円を計上しました。

24ページをお開き下さい。

款3. 自動車取得税交付金は、前年度より500万円の増額、1,300万円を計上しました。

26ページをお開き下さい。

款4. 地方交付税は、前年度より7,000万円の減額、15億8,000万円を計上しました。

28ページをお開き下さい。

款5. 交通安全対策特別交付金は、前年度と同額、400万円を計上しました。

30ページをお開き下さい。

款6. 分担金及び負担金は、前年度より20万4,000円の増額、1億385万3,000円を計上しました。

項1. 分担金は185万円、項2. 負担金は1億200万3,000円を計上しました。

32ページをお開き下さい。

款7. 使用料及び手数料は、前年度より7万1,000円の増額、1億6,134万9,000円を計上しました。

項1. 使用料は8,091万1,000円、項2. 手数料は8,043万8,000円を計上しました。

36ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、前年度より9,910万2,000円の減額、8億4,408万5,000円を計上しました。

項1. 国庫負担金は7億592万6,000円、項2. 国庫補助金は1億3,276万3,000円。

38ページをお開き下さい。

項3. 国庫委託金は539万6,000円を計上しました。

40ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、前年度より2,338万3,000円の減額、6億2,919万3,000円を計上しました。

項1. 県負担金は4億9万6,000円、項2. 県補助金は1億8,525万3,000円。

42ページをお開き下さい。

項3. 県委託金は4,384万4,000円を計上しました。

46ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は、前年度より2,927万3,000円の減額、1,285万1,000円を計上しました。

項1. 財産運用収入は1,285万円、項2. 財産売払収入は存目のみを計上しました。

48ページをお開き下さい。

款11. 寄附金は、前年度より6,807万1,000円の増額、1億1,000円を計上しました。

50ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、前年度より2,683万円の減額、3億1,717万8,000円を計上しました。

項1. 繰入金は存目のみ、項2. 基金繰入金は3億1,717万7,000円を計上しました。

52ページをお開き下さい。

款13. 繰越金は存目のみの計上でございます。

54ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、前年度より1,092万9,000円の増額、1億6,255万6,000円を計上しました。

項1. 延滞金加算金及び過料は500万円、項2. 預金利子は20万円、項3. 貸付金元利収入は5,000万1,000円、項4. 雑入は1億735万5,000円を計上しました。

58ページをお開き下さい。

款15. 町債は、前年度より11億4,540万円の減額、8億5,020万円を計上しました。

60ページをお開き下さい。

款16. 利子割交付金は、前年度より200万円の減額、800万円を計上しました。

62ページをお開き下さい。

款18. 地方消費税交付金は、前年度より2,000万円の増額、4億円を計上しました。

64ページをお開き下さい。

款19. 地方特例交付金は、前年度より100万円の増額、1,100万円を計上しました。

66ページをお開き下さい。

款20. 配当割交付金は、前年度より600万円の減額、2,100万円を計上しました。

68ページをお開き下さい。

款21. 株式等譲渡所得割交付金は、前年度より400万円の増額、1,800万円を計上しました。

以上が、平成29年度の歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。

別冊の一般会計予算資料の8ページをお開き下さい。

性質別分類により説明を申し上げます。

義務的経費の合計は39億4,611万2,000円、前年度に比べ1億728万7,000円の減、構成比は48.2%。

そのうち人件費は14億7,840万9,000円、前年に比べ1,318万円の増、構成比は18.1%。

扶助費は16億1,232万9,000円、前年度に比べ3,718万8,000円の減、構成比は19.7%。

公債費は8億5,537万4,000円、前年度に比べ8,327万9,000円の減、構成比は10.4%となりました。

次に、投資的経費は7億8,476万6,000円、前年度に比べ12億9,728万6,000円の減、構成比は9.6%であります。

その他経費の合計は34億5,911万9,000円、前年度と比べ2億2,457万3,000円の増、構成

比は42.2%であります。

そのうち物件費は14億1,759万9,000円、前年度に比べ9,098万4,000円の増、構成比は17.3%。

補助費等は10億136万9,000円、前年度に比べ4,500万3,000円の増、構成比は12.2%。

繰出金は8億8,410万6,000円、前年度と比べ1億398万4,000円の増、構成比は10.8%。

以上が、主な性質別に見た歳出予算の構成でございます。

それでは、一般会計予算書の70ページをお開き下さい。

歳出予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。

まず、款1. 議会費は、前年度より506万8,000円の減額、1億799万9,000円を計上し、構成比は1.3%となりました。

72ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、前年度より6,111万4,000円の増額、11億1,731万4,000円を計上し、構成比は13.6%となりました。

項1. 総務管理費は9,410万6,000円の増額、8億8,836万1,000円を計上。

88ページをお開き下さい。

項2. 徴税费は、1,168万4,000円の減額、1億6,031万7,000円を計上。

90ページをお開き下さい。

項3. 戸籍住民基本台帳費は、283万円の減額、5,189万8,000円を計上。

92ページをお開き下さい。

項4. 選挙費は1,881万2,000円の減額、186万8,000円を計上、項5. 統計調査費は267万1,000円の減額、662万4,000円を計上、項6. 監査委員費は300万5,000円の増額、824万6,000円を計上しました。

96ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、前年度より4,574万7,000円の増額、28億6,293万円を計上し、構成比は35.0%となりました。

項1. 社会福祉費は、3,764万円の減額、16億916万4,000円を計上。

108ページをお開き下さい。

項2. 児童福祉費は8,338万7,000円の増額、12億5,376万5,000円を計上しました。

112ページをお開き下さい。

項3. 災害救助費は、存目のみ1,000円を計上しました。

114ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、前年度より2,142万1,000円の増額、6億7,581万2,000円を計上し、構成比は8.3%となりました。

項1. 保健衛生費は999万2,000円の増額、2億6,941万4,000円を計上。

122ページをお開き下さい。

項2. 清掃費は1,224万7,000円の増額、4億110万4,000円を計上。

126ページをお開き下さい。

項3. 上水道費は81万8,000円の減額、529万4,000円を計上しました。

128ページをお開き下さい。

款5. 労働費は、前年度より81万8,000円の増額、1,930万7,000円を計上し、構成比は0.2%となりました。

130ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、前年度より3,993万6,000円の増額、2億8,796万9,000円を計上し、構成比は3.5%となりました。

項1. 農業費は683万8,000円の増額、2億1,449万7,000円を計上。

138ページをお開き下さい。

項2. 林業費は、前年度と同額の4,000円を計上、項3. 水産業費は3,309万8,000円の増額、7,346万8,000円を計上しました。

142ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、前年度より691万1,000円の減額、8,367万9,000円を計上し、構成比は1.0%となりました。

146ページをお開き下さい。

款8. 土木費は、前年度より8億5,656万7,000円の減額、8億6,671万8,000円を計上し、構成比は10.6%となりました。

項1. 土木管理費は7億5,113万1,000円の減額、3億3,029万2,000円を計上、項2. 道路橋梁費は5,114万7,000円の減額、2億3,752万2,000円を計上。

148ページをお開き下さい。

項3. 河川費は678万3,000円の減額、1億6,888万1,000円を計上。

150ページをお開き下さい。

項4. 港湾費は8,446万円の減額、2,023万3,000円を計上、項5. 住宅費は1,428万6,000円の増額、5,083万5,000円を計上。

152ページをお開き下さい。

項6. 都市計画費は2,266万8,000円の増額、5,895万5,000円を計上しました。

156ページをお開き下さい。

款9. 消防費は、前年度より5,789万7,000円の減額、4億1,007万3,000円を計上し、構成比は5.0%となりました。

164ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、前年度より3億3,931万4,000円の減額、8億7,282万2,000円を計上し、構成比は10.7%となりました。

項1. 教育総務費は154万5,000円の減額、2億1,453万1,000円を計上。

166ページをお開き下さい。

項2. 小学校費は4億3,889万4,000円の減額、1億449万5,000円を計上。

170ページをお開き下さい。

項3. 中学校費は461万8,000円の増額、5,068万9,000円を計上。

174ページをお開き下さい。

項4. 幼稚園費は2,536万6,000円を増額、1億4,060万8,000円を計上。

176ページをお開き下さい。

項5. 社会教育費は1,544万7,000円の増額、1億5,972万9,000円を計上。

180ページをお開き下さい。

項6. 保健体育費は5,569万4,000円を増額、2億277万円を計上しました。

186ページをお開き下さい。

款11. 災害復旧費は、存目のみ3,000円の計上でございます。

188ページをお開き下さい。

款12. 公債費は、前年度より8,327万9,000円を減額、8億5,537万4,000円を計上し、構成比は10.4%となりました。

190ページをお開き下さい。

款14. 予備費は、前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

なお、その後のページに資料といたしまして、給与費の明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書、債務負担行為に係る調書を掲載いたしております。

これらのうち地方債現在高の見込みに関する調書について、少し説明を申し上げます。

199ページをお開き下さい。

最下段、一番下の合計欄で申しますと、前々年度、すなわち平成27年度末の現在高は113億8,546万4,000円、そして前年度、平成28年度末の見込み額が118億5,318万4,000円でございます。

それに当該年度、平成29年度の欄で、その起債見込み額が17億1,570万円と、元金の償還見込み額が7億7,481万3,000円で、29年度末の現在高を127億9,407万1,000円と見込んでおります。

以上、簡単な説明でございますが、平成29年度一般会計予算の総額、歳入歳出それぞれ81億9,000万円を計上いたしております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第19、議案第18号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険予算、議案第19号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算を提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

議案第18号及び議案第19号両議案を一括して、提案説明申し上げます。

まず、議案第18号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてでございます。

予算書203ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,800万円にしようとするものでございます。

前年度に比べ4,800万円、1.5%の増でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算のうち保険給付費における予算の流用について定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

212ページをお願いします。

款1. 国民健康保険税は、前年度より607万8,000円減の5億1,086万7,000円の計上でございます。

項1. 一般被保険者国民健康保険税は118万円減の4億9,654万円、項2. 退職被保険者等国民健康保険税は489万8,000円減の1,432万7,000円でございます。

款2. 国庫支出金は、前年度より609万1,000円増の5億8,175万3,000円の計上でございます。

項1. 国庫負担金は1,104万円増の4億3,401万8,000円で、内訳として、目1. 療養給付費等負担金4億809万3,000円、目2. 高額医療費共同事業負担金2,092万5,000円、目3. 特定健康診査等負担金500万円でございます。

項2. 国庫補助金は494万9,000円減の1億4,773万5,000円で、内訳として、目1. 普通調整交付金1億4,050万8,000円、目2. 特別調整交付金555万円、目10. 国保制度関係業務準備事業費補助金167万7,000円でございます。

款3. 項1. 療養給付費等交付金は、前年度より650万2,000円増の7,650万3,000円の計上でございます。

款4. 項1. 前期高齢者交付金は、前年度より3,276万円増の9億6,976万円の計上でございます。

214ページをお願いします。

款5. 県支出金は、前年度より2,871万3,000円増の1億5,169万円の計上でございます。

項1. 県負担金は2,592万5,000円で、内訳として、目1. 高額医療費共同事業負担金2,092万5,000円、目2. 特定健康診査等負担金500万円でございます。

項2. 県補助金は、財政調整交付金1億2,576万5,000円でございます。

款6. 項1. 共同事業交付金は、前年度より5,713万2,000円減の6億4,385万円の計上でご

ございます。

内訳として、目1. 高額医療費共同事業交付金4,185万円、目2. 保険財政共同安定化事業交付金6億200万円でございます。

款7. 財産収入は、前年度と同額の20万円の計上でございます。

款8. 繰入金は、前年度より3,724万8,000円増の2億7,361万2,000円の計上でございます。

項1. 他会計繰入金の内訳として、目1. 一般会計繰入金1億6,268万9,000円、目2. 職員給与費等繰入金4,515万2,000円、目3. 出産育児一時金等繰入金840万円、目4. 財政安定化事業繰入金3,737万1,000円でございます。

項2. 基金繰入金は、前年度と同額の2,000万円でございます。

款9. 項1. 繰越金は、存目1,000円の計上でございます。

款10. 諸収入は、前年度より10万4,000円減の976万4,000円の計上でございます。

内訳として、項1. 延滞金、加算金及び過料400万円、項2. 保険税督促手数料15万円、項3. 預金利子5万円、項5. 雑入556万4,000円でございます。

216ページをお願いします。

以上により、歳入合計32億1,800万円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

218ページをお願いします。

款1. 総務費は、前年度より496万2,000円増の4,814万8,000円の計上でございます。

項1. 総務管理費は3,521万4,000円で、内訳として、目1. 一般管理費3,176万4,000円、目2. 国民健康保険団体連合会負担金345万円でございます。

項2. 徴税費は1,209万7,000円、220ページをお願いします。

項3. 運営協議会費は63万7,000円、項4. 趣旨普及費は20万円でございます。

款2. 保険給付費は、前年度より6,220万円増の19億5,371万1,000円の計上でございます。

項1. 一般被保険者療養諸費は16億3,700万2,000円で、内訳として、目1. 一般被保険者療養給付費16億1,500万円、目3. 一般被保険者療養費2,200万円でございます。

項2. 退職被保険者療養諸費は6,150万2,000円で、内訳として、目1. 退職被保険者療養給付費は6,000万円、222ページをお願いします。

目4. 退職被保険者療養費150万円でございます。

項3. 審査支払手数料は510万円、項4. 一般被保険者高額療養費は2億2,600万円、項5. 退職被保険者等高額療養費は1,050万円、224ページをお願いします。

項6. 出産育児諸費は1,260万7,000円、項7. 葬祭諸費は100万円でございます。

款3. 項1. 後期高齢者支援金等は、前年度より999万9,000円減の2億9,503万1,000円の計上でございます。

款4. 項1. 前期高齢者納付金等は、前年度より100万円増の126万円の計上ございま

す。

226ページにかけてでございますが、款5. 項1. 老人保健拠出金は、前年度より6万円減の6万円の計上で、老人保健の清算分にかかるものでございます。

内訳として、目1. 老人保健医療費拠出金4万円、目2. 老人保健事務費拠出金2万円でございます。

款6. 項1. 介護納付金は、前年度より1,000万円減の1億700万円の計上でございます。

款7. 項1. 共同事業拠出金は、前年度より826万4,000円増の7億4,441万円の計上でございます。

内訳として、目1. 高額医療費共同事業拠出金は8,370万円、目2. 保険財政共同安定化事業拠出金は6億6,070万円でございます。

款8. 保健事業費は、前年度より109万4,000円減の3,678万8,000円の計上でございます。

項1. 特定健康診査等事業費は2,806万1,000円、228ページをお願いします。

項2. 保健事業費は872万7,000円でございます。

款9. 項1. 基金積立金は、前年度と同額の20万円の計上でございます。

款10. 項1. 公債費は存目1,000円の計上でございます。

款11. 諸支出金は、前年度より272万7,000円増の2,139万円の計上でございます。

項1. 償還金及び還付加算金370万1,000円、230ページをお願いします。

項2. 繰出金1,768万9,000円でございます。

款12. 項1. 前年度繰上充用金は存目1,000円の計上でございます。

款13. 項1. 予備費は、前年より1,000万円減の1,000万円の計上でございます。

以上により、歳出合計32億1,800万円を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億1,800万円とするものでございます。

次に、議案第19号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてでございます。

予算書237ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,870万円にしようとするものでございます。

前年度に比べ、180万円、6.7%の増でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

244ページをお願いします。

款1. 診療収入、項1. 外来収入は前年度より83万1,000円減の1,098万9,000円の計上でございます。

内訳として、目1. 国民健康保険診療収入300万円、目2. 社会保険診療収入30万円、目4. 一部負担金130万円、目5. その他の収入38万9,000円、目6. 後期高齢者医療診療報酬収入600万円でございます。

款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は前年度と同額2万円の計上でございます。

款3. 繰入金、項1. 他会計繰入金は、前年度より272万7,000円増の1,768万9,000円の計上で、国保会計からの繰入金でございます。

款4. 項1. 繰越金、款5. 項1. 諸収入はいずれも、存目1,000円の計上でございます。

以上により、歳入合計を2,870万円とするものでございます。

次に、歳出についてでございます。

246ページをお願いします。

款1. 総務費、項1. 施設管理費は、前年度より176万8,000円増の2,162万9,000円の計上でございます。

款2. 医業費、項1. 医療諸費は、前年度より3万2,000円増の697万円の計上でございます。

248ページをお願いします。

内訳として、目1. 医療用機械器具費77万円、目2. 医薬材料費620万円でございます。

款3. 項1. 公債費は、存目1,000円の計上でございます。

款4. 項1. 予備費は10万円の計上でございます。

以上により、歳出合計2,870万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,870万円とするものでございます。

以上、議案第18号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険予算、及び議案第19号、多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算、両議案を一括して、提案説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第20、議案第20号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道予算を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

それでは、議案第20号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道予算について提案説明を申し上げます。

予算書255ページをお開きください。

歳入歳出予算につきましては、第1条でお示ししてありますように、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,580万円にしようとするものでございます。

これは前年度比2.7%、2,669万1,000円の増額でございます。

次に第2条の地方債につきましては、258ページをお開きください。

第2表、地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について定めるもので、限度額につきましては、4億6,900万円を予定しております。

255ページにお戻りください。

第3条の一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の最高額を定めるものでございます。

第4条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算を流用することができる場合について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。

262ページをお開きください。

まず歳入予算でございます。

款1. 分担金及び負担金につきましては、83万円を計上いたしております。

款2. 使用料及び手数料につきましては、前年度2億6,480万2,000円から600万円減額の2億5,880万2,000円を計上いたしております。

款3. 国庫支出金につきましては4,204万円を計上いたしております。

款4. 県支出金につきましては352万円を計上いたしております。

款5. 繰入金につきましては、前年度2億245万3,000円から4,914万7,000円増額の、2億5,160万円を計上いたしております。

款6. 繰越金につきましては、存目のみ1,000円を計上いたしております。

款7. 諸収入につきましては、7,000円を計上いたしております。

款8. 町債につきましては、前年度4億8,900万円より2,000万円減額の、4億6,900万円を計上いたしております。

これによりまして、歳入予算の合計を10億2,580万円とするものでございます。

次に歳出予算でございます。

264ページをお開きください。

款1. 総務費につきましては、前年度1億8,856万6,000円より1,764万9,000円増額の、2億621万5,000円を計上いたしております。

その内訳としまして、項1. 総務管理費は、67万1,000円を計上するもので、主に日本下水道協会負担金などの管理的経費でございます。

同じく項2. 業務管理費は、2億554万4,000円を計上するもので、主に中讃流域下水道維持管理負担金などの維持管理的経費でございます。

266ページをお開きください。

款2. 下水道費につきましては、前年度1億4,190万2,000円より663万3,000円増額の、1億4,853万5,000円を計上いたしております。

これは主に下水道整備事業費でございます。

268ページをお開きください。

款3. 公債費につきましては、前年度6億6,864万1,000円より240万9,000円増額の、6億7,105万円を計上いたしております。

その内訳といたしまして、長期債償還元金で5億6,194万2,000円、利子で1億910万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上によりまして、歳入歳出の総額を歳入歳出予算それぞれ10億2,580万円とするものでございます。

なお、270ページから273ページに給与費明細書、275ページに地方債現在高の見込みに関する調書、276ページから277ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支払額又は支払額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、お示ししてあります。

まことに簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第21、議案第21号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業予算を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

議案第21号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業予算について、提案説明を申し上げます。

予算書279ページよりご説明をいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,300万円とするものでございます。

次に、第2条は、一時借入金の最高額は3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について、規定するものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入からご説明を申し上げます。

予算書の288ページをお開きください。

款1. 項1. 介護保険料は、前年度より1.5%、730万円の増額で4億7,750万円を計上しております。

款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は、前年度と同額の3万1,000円を計上しております。

款3. 国庫支出金は、前年度より1,544万8,000円の増額で、4億9,996万8,000円を計上しております。

項1. 国庫負担金は、3億6,248万1,000円、項2. 国庫補助金は1億3,748万7,000円を計上しております。

款4. 項1. 支払基金交付金は、前年度より1,786万3,000円の増額で、6億5,000円を計上しております。

款5. 県支出金は、前年度より989万8,000円の増額で、3億2,666万7,000円を計上しております。

項1. 県費負担金は3億869万9,000円、項2. 県費補助金は1,796万8,000円を計上しております。

290ページをお開きください。

款6. 財産収入、項1. 財産運用収入は、前年度と同額の10万1,000円を計上しております。

款7. 項1. 寄附金は、前年度と同様、存目1,000円を計上しております。

款8. 繰入金は、前年度より3,027万1,000円の増額で、3億5,647万1,000円を計上しております。

項1. 一般会計繰入金は2億9,257万1,000円、項2. 基金繰入金は6,390万円を計上しております。

款9. 項1. 繰越金は、前年度と同様、存目1,000円を計上しております。

款10. 諸収入は、前年度より153万6,000円の減額で、225万5,000円を計上しております。

項1. 延滞金、加算金及び過料は3,000円、項2. 預金利子は2万円、292ページをお開きください。

項3. 雑入は、223万2,000円を計上しております。

以上により、歳入予算総額は、22億6,300万円でございます。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。

294ページをお開きください。

款1. 総務費は、前年度より1,310万3,000円の増額で、7,127万9,000円を計上しております。

項1. 総務管理費は4,226万2,000円、項2. 徴収費は414万5,000円、296ページをお開きください。

項3. 介護認定審査会費は2,373万9,000円、項4. 趣旨普及費は71万円、項6. 地域密着型サービス運営委員会費は4万9,000円、項7. 計画策定委員会費は37万4,000円を計上しております。

款2. 保険給付費は、前年度より562万1,000円の増額で、20億6,516万6,000円を計上しております。

項1. 介護サービス等諸費は18億4,668万5,000円、300ページをお開きください。

項2. 介護予防サービス等諸費は8,641万8,000円、304ページをお開きください。

項3. その他諸費は260万3,000円、項4. 高額介護サービス等費は4,479万3,000円、306ページをお開きください。

項5. 高額医療合算介護サービス等費は620万円、項6. 市町村特別給付費は1,000円、項7. 特定入所者介護サービス等費は7,846万6,000円を計上しております。308ページをお開きください。

款3. 項1. 財政安定化基金拠出金は、前年度と同様、存目1,000円を計上しております。

款4. 項1. 保健福祉事業費は、前年度より440万円の減額で、453万4,000円を計上しております。

款5. 地域支援事業費は、前年度より6,492万円の増額で、1億2,069万1,000円を計上しております。

項1. 介護予防・日常生活支援総合事業費は7,686万5,000円、310ページをお開きください。

項2. 包括的支援事業・任意事業費は4,232万6,000円、312ページをお開きください。

項3. その他諸費は150万円を計上しております。

款6. 項1. 基金積立金は、前年度と同額の12万円を計上しております。

款7. 項1. 公債費は、前年度と同額の3,000円を計上しております。

款8. 諸支出金は、前年度と同額の70万6,000円の計上をしております。

項1. 償還金及び還付加算金は70万4,000円、314ページをお開きください。

項2. 延滞金、及び項3. 繰出金は、それぞれ存目1,000円を計上しております。

款9. 項1. 予備費は、前年度と同額の50万円を計上しております。

以上により、歳出予算総額は22億6,300万円でございます。

誠に簡単な提案説明ですが、平成29年度特別会計介護保険事業予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億6,300万円を計上いたしております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第22、議案第22号、平成29年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

議案第22号、平成29年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についての提案説明を申し上げます。

予算書321ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,480万円とするものです。

前年度に比べ、690万円、2.1%増でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

328ページをお願いします。

款1. 項1. 後期高齢者医療保険料は、前年度より250万円増の2億5,270万円の計上でございます。

内訳として、目1. 特別徴収保険料1億6,390万円、目2. 普通徴収保険料8,880万円でございます。

款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は督促手数料2万円の計上でございます。

款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金は、前年度より440万1,000円増の8,102万9,000円の計上でございます。

内訳として、目1. 事務費繰入金1,655万6,000円、目2. 保険基盤安定繰入金6,447万3,000円でございます。

款4. 諸収入は、前年度より1,000円減の105万円の計上でございます。

内訳として、項1. 延滞金、加算金及び過料2,000円、項2. 償還金及び還付加算金95万円、項3. 預金利子、存目1,000円、項5. 雑入9万7,000円でございます。

款6. 項1. 繰越金は存目1,000円の計上でございます。

以上により、歳入合計を3億3,480万円とするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

330ページをお願いします。

款1. 総務費は、前年度より2万9,000円減の334万円の計上でございます。

内訳として、項1. 総務管理費は250万1,000円、項2. 徴収費83万9,000円でございます。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より692万9,000円増の3億3,043万円の計上でございます。

款3. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金は、前年度と同額の95万円の計上でございます。

款4. 項1. 予備費は、前年度と同額の8万円の計上でございます。

以上により、歳出合計3億3,480万円を計上し、歳入歳出の総額を3億3,480万円とするものです。

以上、簡単ではありますが、議案第22号、平成29年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第23、議案第23号、平成29年度多度津町水道事業会計予算を議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

議案第23号、平成29年度多度津町水道事業会計予算について提案説明を申し上げます。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は、消費税抜き、その他は、消費税込みとなっております。

それでは、予算書1ページをお開きください。

第2条、業務の予定量と致しまして、(1)月平均給水栓数は、1万794栓で、前年度に対しまして138栓増となる予定でございます。

(2)年間総配水量は328万5000 m^3 で、前年度に対しまして2万6000 m^3 減となる予定でございます。

年間総配水量減の主な要因と致しまして、大口需要家の使用水量の減少とともに、一般家庭での節水意識の定着による使用水量の減少が予想されるためでございます。

それに伴い、(3)1日平均配水量は、9000 m^3 で、前年度に対しまして、71 m^3 減となる予定でございます。

(4)主要な建設改良事業の配水設備工事費と致しまして、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事、消火栓新設及び移設工事等で、3億1,609万9,000円を計上しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございます。

収入の部、第1款、水道事業収益と致しまして7億6,741万2,000円を計上しております。

これは、前年度に対しまして、0.9%、686万2,000円の減額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項、営業収益は6億9,073万6,000円を計上し、前年度に対しまして、550万3,000円の減額となる予定でございます。

これは、主に年間配水量の減少に伴いまして、水道使用料の減収を見込んでいるためでございます。

第2項、営業外収益は7,667万6,000円を計上し、前年度に対しまして、135万9,000円の減額となる予定でございます。

これは、主に固定資産の減価償却に係る財源の収益化を計上する長期前受金戻入が減額となったためでございます。

次に、支出の部でございます。

第1款、水道事業費用と致しまして、7億6,334万6,000円を計上しております。

これは、前年度に対しまして0.8%、574万9,000円の増額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項、営業費用は7億1,971万8,000円を計上し、前年度に対しまして、2,546万2,000円の増額となる予定でございます。

これは主に、平瀬浄水場の施設内設備の修繕を予定しているためでございます。

第2項、営業外費用は4,081万円を計上し、前年度に対しまして、1,595万5,000円の減額となる予定でございます。

これは主に、予算に基づき、消費税の計算を行った結果、消費税の納付の必要がなくなったためでございます。

第3項、特別損失は81万8,000円を計上し、前年度に対しまして、375万8,000円の減額となる予定でございます。

これは不用量水器売却損失額の減額によるものでございます。

第4項、予備費は、前年度と同額の200万円を計上しております。

収益的収入及び支出の明細書につきましては、19ページから30ページに記載しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。

収入の部、第1款、資本的収入と致しまして、2億8,370万1,000円を計上しております。

これは、前年度に対しまして10.6%、2,708万2,000円の増額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項、企業債は2億7,700万円を計上し、前年度に対しまして、2,700万円の増額となる予定でございます。

これは、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事等の建設改良費に充てるためのものでございます。

第2項、工事負担金は661万3,000円を計上し、前年度に対しまして、74万8,000円の増額となる予定でございます。

これは、消火栓新設及び移設工事に充てるためのもので、一般会計からの繰入でございます。

第3項、固定資産売却代金は8万8,000円を計上し、前年度に対しまして、66万6,000円の減額となる予定でございます。

これは、不用量水器の売却代金でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款、資本的支出と致しまして5億3,541万3,000円を計上しております。

これは、前年度に対しまして、7.5%、3,731万円の増額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項、建設改良費は、3億2,859万2,000円を計上し、前年度に対しまして、3,540万8,000円の増額となる予定でございます。

これは、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事等の工事費、量水器等の固定資産購入費でございます。

第2項、企業債償還金は2億682万1,000円を計上し、前年度に対しまして、190万2,000円の増額となる予定でございます。

以上の資本的収入及び資本的支出の予算計上によりまして、第4条に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億5,171万2,000円は、当

年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,252万1,000円、当年度損益勘定留保資金1億4,491万7,000円、減債積立金6,190万4,000円、建設改良積立金2,237万円で補てんする予定でございます。

資本的収入及び支出の明細書につきましては、31ページから32ページに記載しております。

次に、2ページをお開きください。

第5条、企業債でございますが、起債の目的は配水設備工事費、限度額2億7,700万円を定めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金でございますが、一時的な資金不足を補うために、限度額5,000万円を定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合につきまして、(1)営業費用と営業外費用との間において執行できることを定めるものでございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費と致しまして、(1)職員給与費は8,816万1,000円を計上し、前年度に対しまして、445万8,000円の増額となる予定でございます。

また、水道事業管理者の(2)交際費は、前年度と同額の10万円を計上しております。

給与費明細書につきましては、6ページから10ページに記載しております。

第9条、たな卸資産購入限度額と致しまして、580万円を計上し、前年度に対しまして、118万5,000円の減額となる予定でございます。

これは、営業費用の各目の材料費と材料売却原価の合計額に消費税を算入したものでございます。

次に、5ページをお開きください。

平成29年度多度津町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にありますとおり資金期末残高5億1,150万5,000円の予定でございます。

次に、11ページをお開きください。

平成29年度多度津町水道事業予定損益計算書につきましては、収益的収入及び支出の予算計上によりまして、1. 営業収益は6億3,988万1,000円、2. 営業費用は6億9,113万8,000円ですので、営業損失は5,125万7,000円の予定でございます。

3. 営業外収益は7,403万5,000円、4. 営業外費用は4,080万9,000円ですので、経常損失は1,803万1,000円の予定でございます。

5. 特別損失は81万8,000円、6. 予備費は185万1,000円ですので、当年度純損失は2,070万円の予定でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は3億6,876万2,000円ですので、当年度未処分利益剰余金は3億4,806万2,000円の予定でございます。

次に、12ページをお開きください。

平成29年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資産の部、1. 固定資産合計は76億1,645万1,000円、2. 流動資産合計は6億4,452万1,000円ですので、資産合計は82億6,097万2,000円の予定でございます。

次に負債の部、3. 固定負債合計は32億9,475万1,000円、13ページをご覧ください。

4. 流動負債合計は3億4千43万4,000円、5. 繰延収益合計は16億4,327万4,000円ですので、負債合計は52億7,845万9,000円の予定でございます。

資本の部、6. 資本金合計は24億9,030万9,000円の予定でございます。

7. 剰余金の資本剰余金合計は2,069万6,000円、利益剰余金合計は4億7,150万8,000円ですので、剰余金合計は4億9,220万4,000円の予定でございます。

つきましては、資本合計は29億8,251万3,000円、負債・資本合計は82億6,097万2,000円の予定でございます。

以上、誠に簡単でございますが、議案第23号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第24、議案第24号、丸亀市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長、河田君。

政策企画課長（河田 数明）

議案第24号、丸亀市との定住自立圏の形成に関する協定の変更につきまして提案説明を申し上げます。

本議案は、本町と丸亀市との間において、平成24年4月19日に締結した定住自立圏の形成に関する協定を、本年4月から実施されます第2次定住自立圏共生ビジョンの中で新たに推進する取り組み事業や、連携する具体的事項の修正などを行ったことに伴い、別紙変更協定書のとおり変更することについて、多度津町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な内容につきましては、別紙定住自立圏の形成に関する変更協定書により説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

別表第1、生活機能の強化に係る政策分野におきましては、4ページをお開きください。

3. 産業振興の施策のうち産業の振興につきましては、取組内容(1)に「②就職希望者と圏域内の事業所とを仲介する機会を提供し、人材獲得や圏域への定住促進を図る。③学生を対象に圏域企業へのインターンシップを実施し、人材獲得や圏域への移住定住促進を図る。」を追加。

(2)に「②6次産業化を促進し、圏域内外における地場産業の消費拡大を図る。」を追

加、続いて、5ページをご覧ください。

(3)として「有害鳥獣出没に関する連絡体制の整備や情報の共有、捕獲等に関する連絡調整をして、農作物被害や人的被害の軽減につなげる。」ことを追加致しております。次の施策である観光の振興につきましては、「(1)金比羅街道の活用や滞在型観光の検討・PR、圏域内レンタサイクル整備事業等を行い、広域連携による滞在型・回遊型観光の推進を図る。」が新たな取組内容となっております。

6ページをお開きください。

別表第2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野におきましては、2. 道路等の交通インフラの整備として、幹線道路・生活道路の整備が、新たな施策となっております。

8ページをお開きください。

別表第3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野におきまして、3. その他において、ワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進が新たな施策の取り組みとなっております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第24号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第25、議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、竹田君。

教育課長（竹田 光芳）

議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定について提案説明を申し上げます。

今回の規約の制定につきましては、善通寺市及び琴平町と共同で進めております学校給食センターにおいて、学校給食に関する事務を共同して管理及び執行しようとするため、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により規約を定め、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会を設置することについて、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

規約につきましては、2ページからをご参照ください。

第1条において、本協議会の設置について定めており、先程も申しました善通寺市、琴平町、多度津町は、学校給食に関する事務を共同して管理し及び執行するため、地方自治法第252条の2の2の規定に基づき、協議会を設置することとしております。

第2条では、協議会の名称を定めており、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会としております。

第3条では、協議会を組織する市町を定めており、善通寺市、琴平町、多度津町で組織するとしております。

第4条では、協議会の担任する事務について定めており、学校給食施設の設置、管理に関する事務、学校給食の運営に関する事務等を担任することとしております。

第5条では、協議会の事務所について定めており、事務所を善通寺市内に置くこととしております。

第6条では、組織について定めており、協議会に会長及び委員5人をもって組織することとしております。

第7条では、会長について定めており、1市2町の長が協議して定めた1市2町の長をあてることとしております。

第8条では、委員について定めており、会長となったものを除いた1市2町の長と教育長をあてることとしております。

第9条では、会長及び委員の任期等について、第10条では、会長の職務代理者についてさだめております。

第11条では、協議会の担任する事務に従事する職員について定めており、職員の定数及び1市2町の配分については1市2町の長が協議により定め、職員は1市2町の職員のうちから選任するものとしております。

第12条では、職員の職務について、第13条では、事務処理のための組織について定めております。

第14条では、協議会の会議について、第15条では、会議の招集について、第16条では、会議の運営について定めております。

第17条では、関係市町の長の名においてする事務の管理及び執行について定めており、協議会がその担任する事務を1市2町の長の名において管理し執行する場合は、1市2町の協議により当該事務に関する一つの市町の条例、規則等を当該事務に関する条例、規則等とみなし当該事務を管理執行することを定めております。

その他その条例、規則等を改廃しようとする場合の協議や改廃した場合の通知についても定めております。

第18条では、経費の支弁の方法について定めており、協議会の事務の管理及び執行に要する費用は1市2町が負担することとしており、経費の負担額については1市2町の長が協議により決定することとしております。

第19条では、歳入歳出予算について、第20条では、歳入歳出予算の調製等について、第21条では、予算の補正についてを定めております。

第22条では、出納及び現金の保管について、第23条では、協議会出納員について、第24条では、決算等について定めております。

第25条では、財産の取得、管理及び処分の方法について定めており、協議会が担任する事務用に供する財産に関しては1市2町が所得または処分するものとし、当該財産の管理

は協議会が行うこととしております。

第26条では、契約について、第27条では、その他の財務に関する事項について定めております。

第28条では、事務処理の状況の報告等を定めており、毎年度2回以上、協議会の事務処理状況を1市2町に報告することとし、1市2町の長が協議して定める市町の監査委員が協議会の財務の事務の執行、経営の事業管理について監査を行うこととしております。

第29条では、関係市町の長の監視権について、第30条では、費用弁償等について、第31条では、協議会解散の場合の措置について、第32条では、協議会の規程について定めております。

なお、附則といたしまして、この規約は平成29年4月1日から施行しようとするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第25号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただ今までに、提案理由の説明がなされました議案で、議案第1号から議案第9号、議案第12号から議案第25号までの23議案を総務教育常任委員会に、議案第10号、及び議案第11号の2議案を建設産業民生常任委員会に、会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、25議案を会期中の総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、散会を致します。

長時間ありがとうございました。

散会 午後2時31分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 29 年 3 月 3 日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記